

福岡県保育士就職支援資金の手引

令和 2 年 8 月

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

覺書

1 貸付番号 第 号

2 氏 名 _____
(施 設 名)

3 貸付金種別

- ① 保育補助者雇上費貸付
- ② 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
- ③ 就職準備金貸付
- ④ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

4 貸付期間 年 月 ～ 年 月
(③は貸付を受けた月)

5 貸付総額 _____ 円
 (月額・年額) (_____ 円)

6 連帯保証人 氏 名 _____
住 所 _____

問い合わせ及び書類提出先

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 総務課

816-0804

春日市原町3-1-7 クローバープラザ西棟6階

電話 092-584-5325

FAX 092-584-3369 • 3381

※電話・窓口対応時間…平日 9 時～17 時半

目 次

1	福岡県保育士就職支援資金の概要	P 1
(1)	福岡県保育士就職支援資金とは	
(2)	貸付対象者	
(3)	貸付額及び貸付期間	
(4)	就職支援資金の貸付申請手続	
(5)	貸付対象者の選考及び貸付契約の締結	
(6)	連帯保証人	
(7)	貸付の休止	
(8)	貸付契約の解除	
(9)	返還の債務の当然免除	
(10)	返還	
(11)	延滞利息	
(12)	返還の債務の履行猶予	
(13)	返還の債務の裁量免除	
2	就職支援資金申請手続・契約等の流れ	P 8
3	提出書類一覧	P 12
	市町村保育担当窓口確認票 申請者セルフチェックシート	
4	福岡県保育士就職支援資金 貸付規程	P 26
5	様式	P 40
	様式第 1号 保育士就職支援資金貸付申請書	
	様式第 2号 要件該当申請書	
	様式第 3号 保育士就職支援資金貸付決定通知書	
	様式第 4号 保育士就職支援資金貸付不承認通知書	
	様式第 5号 保育士就職支援資金貸借契約書	

様式第 6号	保育士就職支援資金貸付変更申請書
様式第 7号	保育士就職支援資金貸付変更決定通知書
様式第 8号	保育士就職支援資金貸付変更不承認通知書
様式第 9号	保育士就職支援資金返還当然免除事実発生届
様式第10号	保育士就職支援資金返還免除決定通知書
様式第11号	保育士就職支援資金返還免除不承認通知書
様式第12号	保育士就職支援資金返還明細書
様式第13号	保育士就職支援資金貸付納入通知書
様式第14号	保育士就職支援資金返還方法変更届
様式第15号	保育士就職支援資金返還猶予申請書
様式第16号	保育士就職支援資金返還猶予決定通知書
様式第17号	保育士就職支援資金返還猶予不承認通知書
様式第18号	保育士就職支援資金返還免除申請書
様式第19号	住所、氏名変更届
様式第20号	休職、復職、停職届
様式第21号	保育補助者変更届
様式第22号	辞退届
様式第23号	業務従事先変更届
様式第24号	退職届
様式第25号	死亡届
様式第26号	現況届
	在職証明書その1（現在の従事先）
	在職証明書その2（旧従事先）
	保育士就職支援資金振込口座申請書
	保育補助者実習等修了証明書

6 保育補助者について ※別添①～③

7	福岡県保育士就職支援資金 貸付規程細則	P136
8	福岡県保育士就職支援資金貸付事業Q & A	P141

福岡県保育士就職支援資金の概要

1 福岡県保育士就職支援資金とは

保育士の離職防止や潜在保育士（保育士資格を有するが、保育士として勤務していない者）の再就職支援を目的に資金を貸付け、地域の保育人材の確保を図るもので、次の4つの貸付があります。

1 保育補助者雇上費貸付

保育補助者（保育士資格を持たない保育士の補助を行う者）の雇上げを行う施設又は事業者に対し必要な資金を貸付けます。

2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児を持つ保育士に対し保育料の一部を貸付けます。

3 就職準備金貸付

潜在保育士に対し、再就職のための準備に必要な資金を貸付けます。

4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

未就学児を持つ保育士に対し預かり支援事業利用料金の一部を貸付けます。

2 貸付対象者

福岡県保育士就職支援資金（以下「就職支援資金」）の貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。また、他から同種の資金を既に受けている場合は貸付を受けることはできません。

1 保育補助者雇上費貸付

以下のいずれかの要件を満たす新たに保育補助者の雇上げを行う県内（指定都市を除く）の施設又は事業者であること。

ア 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

イ 小規模保育事業を行う者

ウ 事業所内保育事業を行う者

エ 企業主導型保育事業を行う者

※アの保育所は保育所型認定こども園が含まれます。

※イ、ウは、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の算定対象となる者を雇上げる場合は貸付対象となりません。

※エは、企業主導型保育事業費補助金において算定の対象となる者を雇上げる場合は貸付対象となりません。

（保育補助者の要件）次のうちいずれかに該当する者

① 保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間がある者

② 家庭的保育者

③ 子育て支援員研修を修了した者（勤務開始後に受講予定である者を含む。）

2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

- ア 未就学児を持つ保育士で、県内（指定都市を除く）の保育所等に新たに勤務する者
- イ 県内（指定都市を除く）の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

3 就職準備金貸付

以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、「福岡県保育士修学資金貸付事業」における就職準備金の加算を受けた者を除く。

ア 以下に掲げる施設又は事業を離職した者又は当該施設又は事業に勤務経験のない者

- (ア) 保育所及び幼保連携型認定こども園
- (イ) 家庭的保育事業
- (ウ) 小規模保育事業
- (エ) 事業所内保育事業
- (オ) 幼稚園

イ 県内の保育所等に新たに勤務する者

4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

以下の要件をいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士

- ア 未就学児を持ち、保育所等を利用している者
- イ 保育所等の勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

(注) 2～4の保育所等の対象施設、事業は「別添 保育所等の範囲」(P7)を参照してください。

3 貸付額及び貸付期間

就職支援資金として貸付する金額は次のとおりです。

なお、貸付利息はありません。

1 保育補助者雇上費貸付

- ア 1人の場合 年額295万3千円以内（勤務開始日から3年間を限度）
- イ 2人以上の場合 年額516万8千円以内（勤務開始日から3年間を限度）

※イは4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所に限ります。

2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

保育料の半額で、月額2万7千円を上限（勤務開始日から1年間を限度）

3 就職準備金貸付

40万円以内（1回限り）

※前年度の福岡県の保育士の有効求人倍率が一定以下の場合、20万円以内となります。

4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の預かり支援事業の利用料金の半額で、年額12万3千円以内（2年以内）

4 就職支援資金の貸付申請手続

就職支援資金の貸付を希望する者は、保育士就職支援資金貸付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、勤務する保育所等が所在する市町村の保育担当窓口

の確認を受けた上で、福岡県社会福祉協議会（総務部 総務課）へ提出してください。

※市町村窓口の確認を受けずに申し込まれても受付できますが、審査に時間を要する場合があります。

1 保育補助者雇上費貸付

ア 住民票（保育補助者）

イ 保育補助者の要件を証する書類

ウ 市町村保育担当窓口確認票

※貸付により2人以上保育補助者を雇用する場合は、要件該当申請書（様式第2号）の提出が必要となります。

2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

ア 住民票（申請者、児童、保育料決定通知書を受けた者が確認できるもの）

イ 保育士証の写し

ウ 保育料決定通知書の写し

エ 市町村保育担当窓口確認票

3 就職準備金貸付

ア 住民票

イ 保育士証の写し

ウ 市町村保育担当窓口確認票

4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ア 住民票（申請者、児童）

イ 保育士証の写し

ウ 児童の保育所等利用が確認できる書類

エ 勤務時間帯が記載された書類

オ 預かり支援事業の利用時間帯及び料金が記載された書類

カ 市町村保育担当窓口確認票

申請者セルフチェックシート（P22～25）を活用して記載漏れ、添付書類の漏れがないか確認をお願いします。

5 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

就職支援資金の貸付を希望する者の申請により選考を行い、貸付決定通知を受けた者と貸借契約を締結しますので次の書類を福岡県社会福祉協議会（総務部 総務課）へ提出してください。

1 保育士就職支援資金貸借契約書（様式第5号）2部

※連帯保証人は印鑑証明書1部を添付

2 保育士就職支援資金振込口座申請書（P130）

6 連帯保証人

連帯保証人1名が必要となります。

貸付を受けようとする者が未成年者の場合には、連帯保証人は、その者の親権者又は後見人

でなければなりません。

※ 貸付資金を確実に返済できる収入等がある者を連帯保証人としてください。

7 貸付の休止

貸付対象者（保育補助者雇上費貸付の場合は保育補助者）が休職したときは、休職した日の属する月の翌月分から復職した日の属する月の分までの就職支援資金の貸付を休止します。

ただし、休止期間は定められた貸付期間の範囲内とし、休止期間分の貸付が定められた貸付期間以降に繰越すことはありません。

8 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

1 保育補助者雇上費貸付

- ア 保育補助者が退職し、直ちに貸付要件を満たす新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき。
- イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに貸付要件を満たす新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき。
- ウ 保育補助者が死亡し、直ちに貸付要件を満たす新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき。
- エ 就職支援資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- オ その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ 就職支援資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- オ その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

3 就職準備金貸付

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

9 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付を受けた就職支援資金の返還の債務を免除します。

1 保育補助者雇上費貸付

- ア 貸付を受けた保育所において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき。
- イ アの業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。
- 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
- ア 貸付を受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。
- ※ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き従事しているものとみなしますが、従事期間には算入しません。
- ※ 人事異動等により、県外において従事した場合は、従事期間に算入します。
- ※ 転職等により、指定都市内において従事した場合は、従事期間に算入します。
- イ アの業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。
- 3 就職準備金貸付
- ア 貸付を受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。
- ※ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き従事しているものとみなしますが、従事期間には算入しません。
- ※ 人事異動等により、県外において従事した場合は、従事期間に算入します。
- ※ 転職等により、指定都市内において従事した場合は、従事期間に算入します。
- イ アの業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。
- 4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
- ア 貸付を受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。
- ※ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き従事しているものとみなしますが、従事期間には算入しません。
- ※ 人事異動等により、県外において従事した場合は、従事期間に算入します。
- ※ 転職等により、指定都市内において従事した場合は、従事期間に算入します。
- イ アの業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。

10 返還

次の場合、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内（1年間借り受けた場合は2年以内、3年間借り受けた場合6年以内の期間）に返還しなければなりません。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内とします。）

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき（保育補助者雇上費貸付の場合は貸付を受けた保育所において保育補助者を返還免除対象業務に従事させなかったとき）。

- 3 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき（保育補助者雇上費貸付の場合は貸付を受けた保育所において返還免除対象業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき）。
- 4 （貸付を受けた者又は保育補助者が）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

11 延滞利息

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

12 返還の債務の履行猶予

次の場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます。

- 1 県内において返還免除対象業務に従事しているとき（保育補助者雇上費貸付の場合は保育補助者が貸付を受けた保育所において返還免除対象業務に従事しているとき）。
- 2 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。（当該事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものは除く。）

13 返還の債務の裁量免除

次の場合、貸付を受けた就職支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）の返還の債務の全部又は一部を免除することができます。

- 1 死亡又障害により貸付を受けた就職支援資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部。
- 2 県内において（保育補助者雇上費貸付の場合は貸付を受けた保育所において保育補助者が）1年以上返還免除対象業務に従事したときは、返還の債務の額の一部。（本人の責による免職や恣意的な退職には適用されません。また、貸付の種類によって計算式が異なります。）

【貸付を受けた保育補助者が3年間勤務した場合の裁量免除の額】

$$\begin{aligned}\text{裁量免除の額} &= \text{貸付額} \times 36 \text{ 月（従事期間）} \div \text{【} 36 \text{ 月（貸付期間）} \times 4 \div 3 \text{】} \\ &= \text{貸付額} \times 3 \div 4 \\ &\rightarrow \text{貸付額の} 75 \% \text{が免除される場合があります。}\end{aligned}$$

【保育料の一部貸付を受けた者が1年間勤務した場合の裁量免除の額】

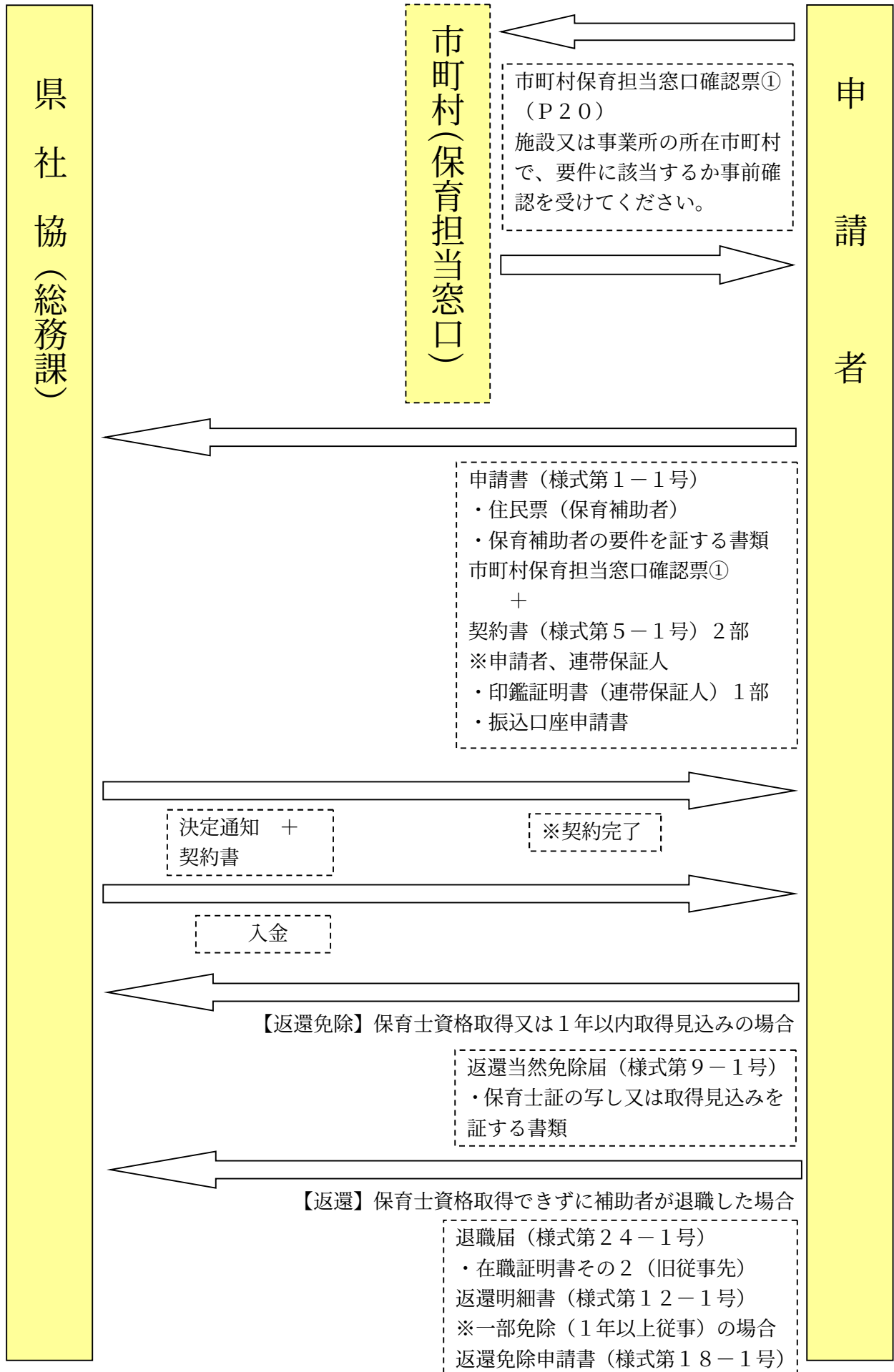
$$\begin{aligned}\text{裁量免除の額} &= \text{貸付額} \times 12 \text{ 月（従事期間）} \div 24 \\ &= \text{貸付額} \times 1 \div 2 \\ &\rightarrow \text{貸付額の} 50 \% \text{が免除される場合があります。}\end{aligned}$$

別添

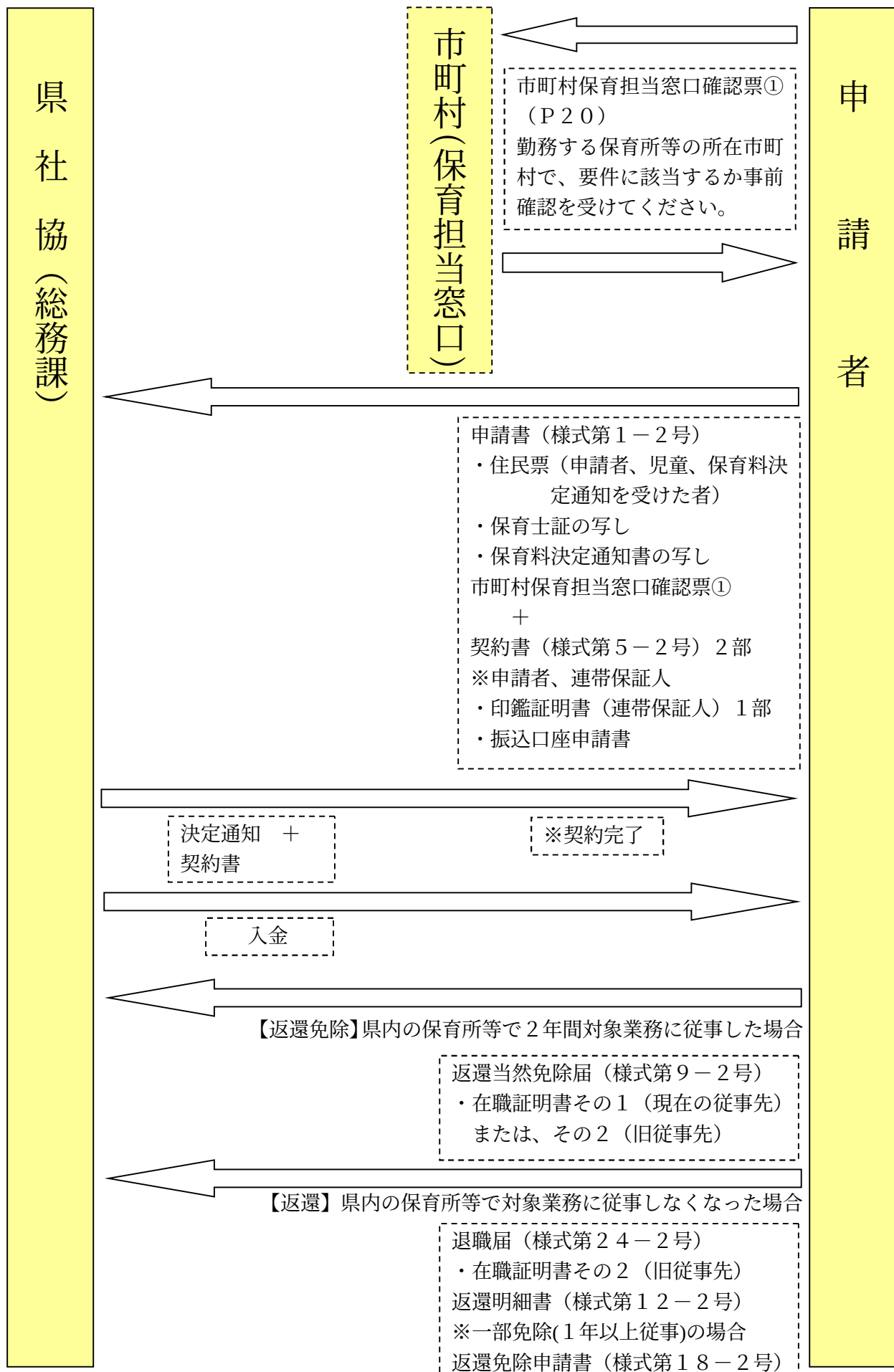
保育所等の範囲

- (ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設又は（ウ）に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- (ウ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
- (エ) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する「家庭的保育事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (オ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (カ) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する「居宅訪問型保育事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (キ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する「事業所内保育事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (ク) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (ケ) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (コ) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (サ) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
- (シ) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

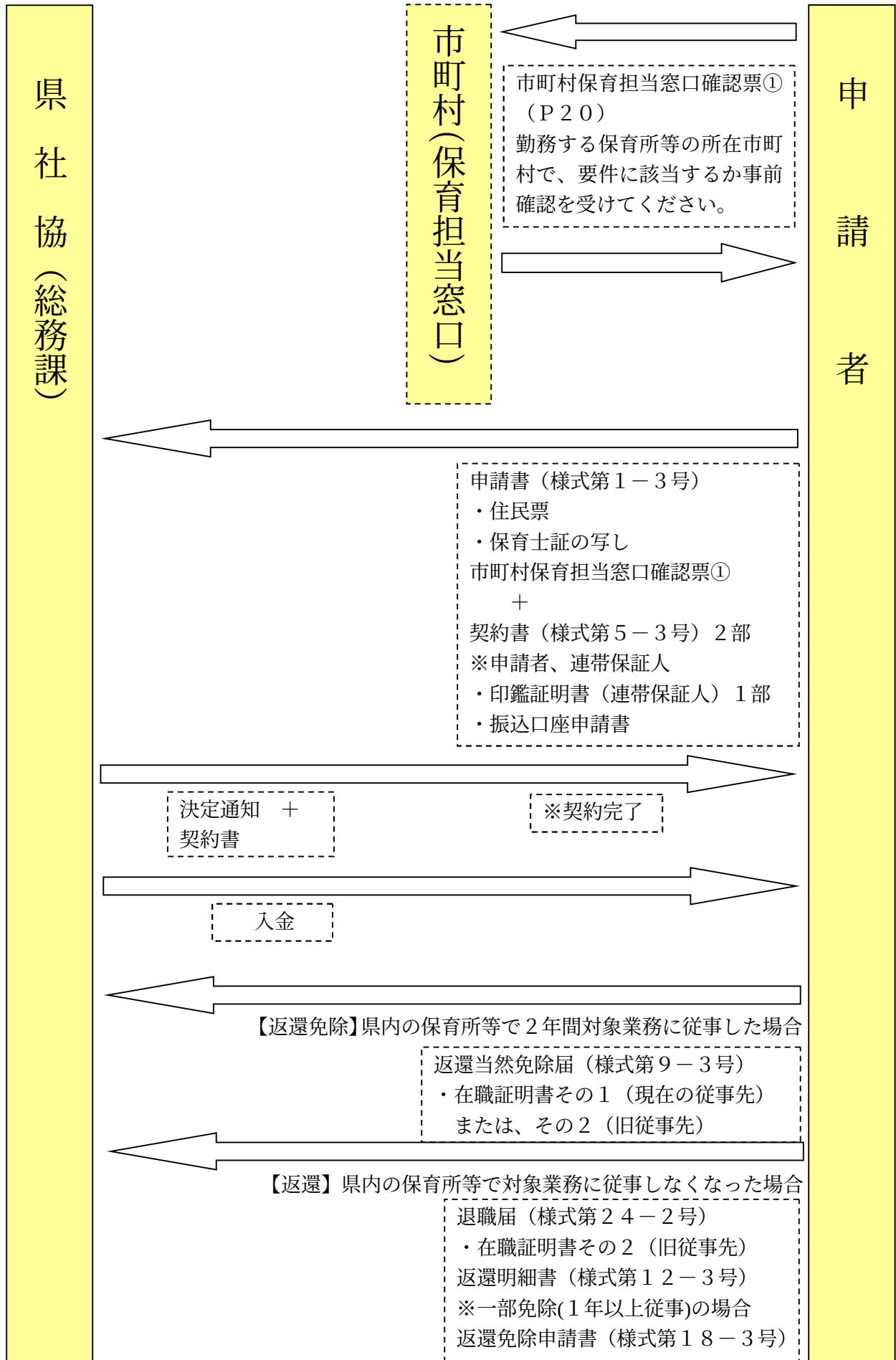
〔保育補助者雇上費貸付申請手続・契約等の流れ〕



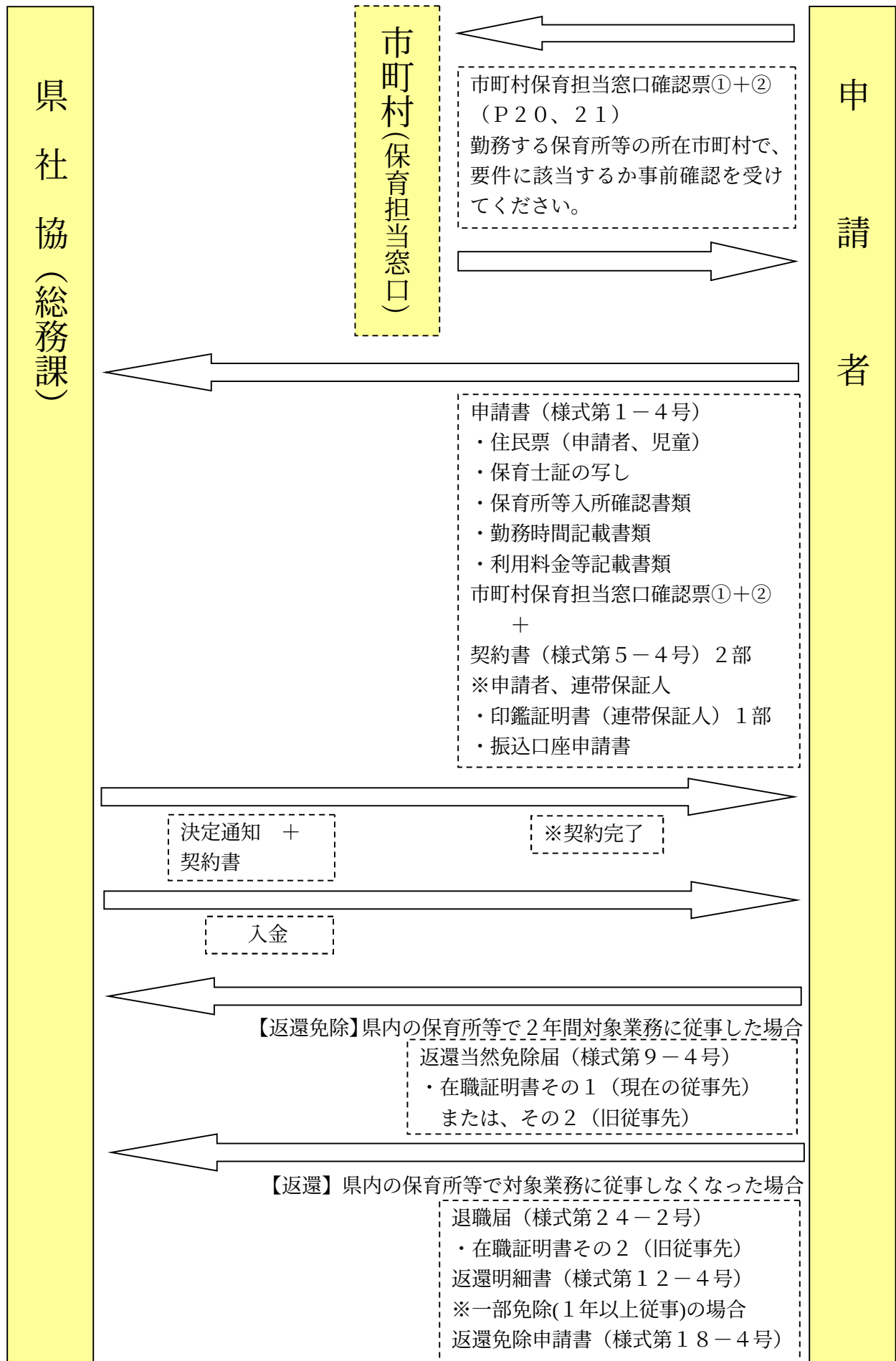
〔未就学児保育料の一部貸付申請手続・契約等の流れ〕



〔就職準備金貸付申請手続・契約等の流れ〕



〔預かり支援利用料の一部貸付申請手続・契約等の流れ〕



提出書類一覧

就職支援資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまでいろいろな届出等を行う必要があります。

これらの届出等は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますから、事実の発生した日から15日以内に必ず届出を行うようにしてください。

ここに例示のないケースについては、個別にお問い合わせください。

1 保育補助者雇上費貸付

(1) 貸付の申請をするとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金貸付申請書	第1-1号 (P40、41)	住民票（保育補助者）、保育補助者の要件を証する書類、市町村保育担当窓口確認票①（P20）を添付
要件該当申請書	第2号 (P48、49)	※貸付により2名以上保育補助者を雇用する場合のみ提出
保育士就職支援資金貸借契約書	第5-1号 (P58、59)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印(実印)し、収入印紙を貼付のうえ2部提出する ※連帯保証人の印鑑証明書1部を添付
振込口座申請書	(P130)	※預金通帳（口座名義・口座番号の確認ができるもの）の写しを添付

(2) 貸付期間中に保育補助者に以下の事由が生じたとき

提出書類名	様式番号	備考
休職、復職、停職届	第20-1号 (P116)	保育補助者が休職、復職、停職したとき
保育補助者変更届	第21号 (P118)	保育補助者の退職後、新たに保育補助者を雇用したとき※住民票、保育補助者の要件を示す書類を添付

(3) 貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得したとき又は貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき

※全額免除

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金返還当然免除事実発生届	第9-1号 (P74)	※保育士証の写し、又は資格取得見込みを証する書類を添付

(4) 貸付期間中（従事期間1年未満）に辞退又は保育補助者が退職し、新たに雇用しないとき

※全額返還

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第 2 2 - 1 号 (P119)	貸付を辞退するとき
退職届	第 2 4 - 1 (P122)	※在職証明書その 2 (旧従事先) (P129) を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第 1 2 - 1 号 (P86)	返還期間・金額について、県社協に事前に確 認すること

- (5) 貸付期間中(従事期間1年以上)に辞退又は保育補助者が退職し、新たに雇用しないとき
※返還債務一部免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第 2 2 - 1 号 (P119)	貸付を辞退するとき
退職届	第 2 4 - 1 号 (P122)	※在職証明書その 2 (旧従事先) (P129) を添付
保育士就職支援資金 返還免除申請書	第 1 8 - 1 号 (P110)	※休職または停職等がある場合はその期間を 証明する書類を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第 1 2 - 1 号 (P86)	返還期間・金額について、県社協に事前に確 認すること

- (6) 貸付期間終了時に保育補助者が保育士資格の取得ができず、かつ今後1年で取得の見込みも
なく、退職するとき
※返還債務一部免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
退職届	第 2 4 - 1 号 (P122)	※在職証明書その 2 (旧従事先) (P129) を添付
保育士就職支援資金 返還免除申請書	第 1 8 - 1 号 (P110)	※休職または停職等がある場合はその期間を 証明する書類を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第 1 2 - 1 号 (P86)	返還期間・金額について、県社協に事前に確 認すること

- (7) 貸付期間終了時に保育補助者が保育士資格の取得ができず、かつ今後1年で取得の見込みも
なく、引き続き返還免除対象業務に従事するとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金 返還猶予申請書	第 1 5 - 1 号 (P98)	貸付終了後、引き続き業務に従事していると き。猶予期間は「従事予定期間」 ※在職証明書その 1 (現在の従事先) (P128) を添付

(8) (7) の返還猶予期間中に保育補助者が退職するとき

※返還債務一部免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
退職届	第 2 4 - 1 号 (P122)	※在職証明書その 2 (旧従事先) (P129) を添付
保育士就職支援資金 返還免除申請書	第 1 8 - 1 号 (P110)	※休職または停職等がある場合はその期間を証明する書類を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第 1 2 - 1 号 (P86)	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

(1) 貸付の申請をするとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金 貸付申請書	第 1 - 2 号 (P42、43)	住民票(申請者、児童、保育料決定通知書を受けた者が確認できるもの)、保育士証の写し、保育料決定通知書の写し、市町村保育担当窓口確認票① (P20) を添付
保育士就職支援資金 貸借契約書	第 5 - 2 号 (P62、63)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印(実印)し、収入印紙を貼付のうえ 2 部提出する ※連帯保証人の印鑑証明書 1 部を添付
振込口座申請書	(P130)	※預金通帳(口座名義・口座番号の確認ができるもの)の写しを添付

(2) 貸付期間中に貸付を受けた者に以下の事由が生じたとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金 貸付変更申請書	第 6 - 1 号 (P68)	保育料の変更により貸付額を変更するとき ※保育料決定通知書の写しを添付
休職、復職、停職届	第 2 0 - 2 号 (P117)	休職、復職、停職したとき
業務従事先変更届	第 2 3 号 (P121)	転職等により県内で従事先を変更するとき (従事先が県内でない場合は退職届を提出) ※在職証明書その 1 (現在の従事先)、その 2 (旧従事先) (P128、129) を添付 ※新しい従事先の市町村保育担当窓口確認票① (P20) を添付

(3) 貸付期間（１年以内）が終了後、貸付を受けた者が引き続き返還免除対象業務に従事しているとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金 返還猶予申請書	第 1 5－2 号 (P99)	貸付終了後、引き続き業務に従事しているとき。猶予期間は「当然免除予定までの期間」 ※在職証明書その 1（現在の従事先）（P128）を添付

(4) 貸付を受けた者が２年間返還免除対象業務に従事したとき
※全額返還債務免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金 返還当然免除事実発生届	第 9－2 号 (P75)	※在職証明書その 1（現在の従事先）（P128）を添付

(5) 辞退又は県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき（従事期間１年未満）
※全額返還の場合

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第 2 2－2 号 (P120)	貸付を辞退するとき
退職届	第 2 4－2 号 (P123)	※在職証明書その 2（旧従事先）（P129）を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第 1 2－2 号 (P87)	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(6) 辞退又は県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき（従事期間１年以上２年未満）
※返還債務一部免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第 2 2－2 号 (P120)	貸付を辞退するとき
退職届	第 2 4－2 号 (P123)	※在職証明書その 2（旧従事先）（P129）を添付
保育士就職支援資金 返還免除申請書	第 1 8－2 号 (P111)	※休職または停職等がある場合はその期間を証明する書類を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第 1 2－2 号 (P87)	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

3 就職準備金貸付

(1) 貸付の申請をするとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金貸付申請書	第1－3号 (P44、45)	住民票(申請者)、保育士証の写し、市町村保育担当窓口確認票①(P20)を添付
保育士就職支援資金貸借契約書	第5－3号 (P64、65)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印(実印)し、収入印紙を貼付のうえ2部提出する ※連帯保証人の印鑑証明書1部を添付
振込口座申請書	(P130)	※預金通帳(口座名義・口座番号の確認ができるもの)の写しを添付

(2) 貸付を受け、返還免除対象業務に従事を開始したとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金返還猶予申請書	第15－3号 (P100)	貸付を受け、従事を開始したとき 猶予期間は「当然免除予定までの期間」 ※在職証明書その1(現在の従事先)(P128)を添付

(3) 猶予期間中に貸付を受けた者に以下の事由が生じたとき

提出書類名	様式番号	備考
休職、復職、停職届	第20－2号 (P117)	休職、復職、停職したとき
業務従事先変更届	第23号 (P121)	転職等により県内で従事先を変更するとき (従事先が県内でない場合は退職届を提出) ※在職証明書その1(現在の従事先)、その2(旧従事先)(P128, 129)を添付 ※新しい従事先の市町村保育担当窓口確認票①(P20)を添付

(4) 貸付を受けた者が2年間返還免除対象業務に従事したとき

※全額返還債務免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金返還当然免除事実発生届	第9－3号 (P76)	※在職証明書その1(現在の従事先)(P128)を添付

(5) 県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき（従事期間1年未満）

※全額返還の場合

提出書類名	様式番号	備考
退職届	第24-2号 (P123)	※在職証明書その2（旧従事先）（P129）を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第12-3号 (P88)	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(6) 県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき（従事期間1年以上2年未満）

※返還債務一部免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
退職届	第24-2号 (P123)	※在職証明書その2（旧従事先）（P129）を添付
保育士就職支援資金 返還免除申請書	第18-3号 (P112)	※休職または停職等がある場合はその期間を証明する書類を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第12-3号 (P88)	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

(1) 貸付の申請をするとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金 貸付申請書	第1-4号 (P46、47)	住民票(申請者、児童)、保育士証の写し、 保育所等入所確認書類、勤務時間確認書類、 利用料金等確認書類、市町村保育担当窓口確認票①+②（P20、21）を添付
保育士就職支援資金 貸借契約書	第5-4号 (P66、67)	様式に申請者・連帯保証人の記名押印(実印) し、収入印紙を貼付のうえ2部提出する ※連帯保証人の印鑑証明書1部を添付
振込口座申請書	(P130)	※預金通帳（口座名義・口座番号の確認ができるもの）の写しを添付

(2) 貸付期間中に貸付を受けた者に以下の事由が生じたとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金 貸付変更申請書	第6-2号 (P69)	利用料金の変更により貸付額を変更するとき ※利用料金等確認書類を添付
休職、復職、停職届	第20-2号 (P117)	休職、復職、停職したとき

業務従事先変更届	第 2 3 号 (P121)	転職等により県内で従事先を変更するとき (従事先が県内でない場合は退職届を提出) ※在職証明書その 1 (現在の従事先)、その 2 (旧従事先) (P128、129) を添付 ※新しい従事先の市町村保育担当窓口確認票① (P20) を添付
----------	-------------------	---

- (3) 貸付期間 (2 年以内) が終了後、貸付を受けた者引き続きが返還免除対象業務に従事しているとき

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金 返還猶予申請書	第 1 5 - 4 号 (P101)	貸付終了後、引き続き業務に従事しているとき。猶予期間は「当然免除予定までの期間」 ※在職証明書その 1 (現在の従事先) (P128) を添付

- (4) 貸付を受けた者が 2 年間返還免除対象業務に従事したとき
※全額返還債務免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
保育士就職支援資金 返還当然免除事実発生届	第 9 - 4 号 (P77)	※在職証明書その 1 (現在の従事先) (P128) を添付

- (5) 辞退又は県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき (従事期間 1 年未満)
※全額返還の場合

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第 2 2 - 2 号 (P120)	貸付を辞退するとき
退職届	第 2 4 - 2 号 (P123)	※在職証明書その 2 (旧従事先) (P129) を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第 1 2 - 4 号 (P89)	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

- (6) 辞退又は県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき (従事期間 1 年以上 2 年未満)
※返還債務一部免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第 2 2 - 2 号 (P120)	貸付を辞退するとき

退職届	第 2 4 - 2 号 (P 123)	※在職証明書その 2 (旧従事先) (P 129) を添付
保育士就職支援資金 返還免除申請書	第 1 8 - 4 号 (P 113)	※休職または停職等がある場合はその期間を 証明する書類を添付
保育士就職支援資金 返還明細書	第 1 2 - 4 号 (P 89)	返還期間・金額について、県社協に事前に確 認すること

5 その他

(1) 貸付を受けた者及び連帯保証人が氏名・住所等を変更した時

提出書類名	様式番号	備考
住所、氏名変更届	第 1 9 号 (P 114、115)	※戸籍抄本または住民票を添付

(2) 貸付を受けた者又は保育補助者が死亡した時

提出書類名	様式番号	備考
死亡届	第 2 5 号 (P 124、125)	※死亡診断書または戸籍抄本を添付
保育士就職支援資金 返還当然免除事実発生届※ ¹	第 9 号 (P 74、75、 76、77)	県内で返還免除対象業務に従事している期間 中に、業務上の事由により死亡したとき ※事実を証明する書類を添付
保育士就職支援資金 返還免除申請書※ ¹	第 1 8 号 (P 110、111、 112、113)	業務外の事由により死亡したとき ※事実を証明する書類を添付

※ 1 死亡した事由により、いずれかを提出。

この書類は、勤務する施設等が所在する市町村に提出してください。

電話番号()

(申請者セルフチェックシート)
福岡県保育士就職支援資金貸付(保育補助者雇上費貸付)

記載漏れ、添付書類の漏れがないか確認をお願いします。

区分	確認項目	チェック欄
貸付対象事業	市町村保育担当窓口確認票①で対象施設か確認を受けましたか。	☐
申請者	申請書に施設代表者の記名・押印はありますか。	☐
保育補助者	雇用する保育補助者は次のいずれに該当しますか。 (番号を○で囲んでください。)	☐
	1 保育所又は認定こども園で保育業務に従事経験がある者 2 家庭的保育者または子育て支援員研修を修了した者 3 保育に関する40時間以上の実習を受けた者 4 勤務開始後に保育に関する40時間以上の実習を受ける予定である者	
	上記1の場合、在職証明書(その2)を添付していますか。	☐
	上記2及び3の場合、研修修了証書または保育補助者実習等修了証明書の写しが添付されていますか。	
	保育補助者はいつから雇用するか、申請書の誓約欄に記載がありますか。 また、勤務開始から1年以内ですか。	☐
貸付金額	2人以上雇用の場合、要件該当申請書(様式第2号)が添付されていますか。 ※様式2号の記載内容や添付書類は事前に県社協にご相談ください。	☐
	総額は年額(2,953,000円以内)×貸付年数となっていますか。 ※2人以上雇用の場合は年額(5,168,000円以内)	☐
勤務環境改善計画	保育士の勤務環境改善計画の記載がありますか。	☐
連帯保証人	連帯保証人の記載がありますか。	☐
貸借契約書 (様式第5-1号) ※2部必要です	貸借契約書に記載漏れはありませんか。(特に、表面・上部の記名は記載漏れが多いです) 書き損じがある場合は訂正印が押されていますか。	☐
	貸借契約書2部のうち1部に収入印紙を貼付し、申請者、連帯保証人の割印をしていますか。 ※貸付決定後、契約書のもう1部に本会が収入印紙を貼付し割印をして送付しますので、申請者・連帯保証人の割印をお願いします。貼付・割印の方法については記入例を参照して下さい。	☐
	連帯保証人の印鑑証明書1部を添付していますか。	☐
	振込口座申請書を添付していますか。 口座名義・口座番号の確認ができる預金通帳の写しを添付していますか。	☐

(申請者セルフチェックシート)
福岡県保育士就職支援資金貸付(未就学児を持つ保育士の保育料の一部貸付)

記載漏れ、添付書類の漏れがないか確認をお願いします。

区分	確認項目	チェック欄
勤務施設	市町村保育担当窓口確認票①で貸付対象か確認を受けましたか。	☐
申請者	就職(復帰)日から1年以内ですか。	☐
	申請書の誓約欄にある勤務する施設の該当番号を○で囲んでいますか。	☐
	申請書の誓約欄に記名押印がありますか。	☐
	申請者の住民票は添付されていますか。 ※住民票は申請者、児童、保育料決定通知書を受けた者が確認できるもの、連帯保証人が同一世帯の場合はその方の記載があれば尚可。	☐
	申請者の保育士証の写しは添付されていますか。	☐
貸付金額	保育料決定通知書の写しは添付されていますか。	☐
	貸付希望額(月額)は保育料の半額(27,000円以内)となっていますか。	☐
	貸付希望期間は勤務開始日から1年以内となっていますか。	☐
勤務する施設	勤務する施設の記名押印がありますか。	☐
連帯保証人	連帯保証人の記載がありますか。 (申請者が未成年の場合、連帯保証人は親権者又は後見人ですか。)	☐
貸借契約書 (様式第5-2号) ※2部必要です	貸借契約書に記載漏れはありませんか。(特に、表面・上部の記名は記載漏れが多いです) 書き損じがある場合は訂正印が押されていますか。	☐
	貸借契約書2部のうち1部に収入印紙を貼付し、申請者、連帯保証人の割印をしていますか。 ※貸付決定後、契約書のもう1部に本会が収入印紙を貼付し割印をして送付しますので、申請者・連帯保証人の割印をお願いします。貼付・割印の方法については記入例を参照して下さい。	☐
	連帯保証人の印鑑証明書1部を添付していますか。	☐
	振込口座申請書(P130)を添付していますか。 口座名義・口座番号の確認ができる預金通帳の写しを添付していますか。	☐

(申請者セルフチェックシート)
福岡県保育士就職支援資金貸付(就職準備金貸付)

記載漏れ、添付書類の漏れがないか確認をお願いします。

区分	確認項目	チェック欄
勤務施設	市町村保育担当窓口確認票①で貸付対象か確認を受けましたか。	☐
申請者	就職日から1年以内ですか。	☐
	申請書の誓約欄にある勤務する施設の該当番号を○で囲んでいますか。	☐
	申請書の誓約欄に記名押印がありますか。	☐
	申請者の住民票は添付されていますか。 ※連帯保証人が同一世帯の場合はその方の記載があれば尚可。	☐
	申請者の保育士証の写しは添付されていますか。	☐
貸付金額	申請書の「就職準備金の使途」欄に費用を記載していますか。	☐
	レシート又は領収書の写しを使途別に添付していますか。 ※領収書の写しをご提出の場合は購入した物品の詳細が必要です。	☐
	貸付希望額は400,000円以内となっていますか。 (福岡県の保育士の有効求人倍率が一定以下の場合は200,000円以内となります。)	☐
勤務する施設	勤務する施設の記名押印がありますか。	☐
連帯保証人	連帯保証人の記載がありますか。 (申請者が未成年の場合、連帯保証人は親権者又は後見人ですか。)	☐
貸借契約書 (様式第5－3号) ※2部必要です	貸借契約書に記載漏れはありませんか。(特に、表面・上部の記名は記載漏れが多いです) 書き損じがある場合は訂正印が押されていますか。	☐
	貸借契約書2部のうち1部に収入印紙を貼付し、申請者、連帯保証人の割印をしていますか。 ※貸付決定後、契約書のもう1部に本会が収入印紙を貼付し割印をして送付しますので、申請者・連帯保証人の割印をお願いします。貼付・割印の方法については記入例を参照して下さい。	☐
	連帯保証人の印鑑証明書1部を添付していますか。	☐
	振込口座申請書(P130) 添付していますか。 口座名義・口座番号の確認ができる預金通帳の写しを添付していますか。	☐

(申請者セルフチェックシート)

福岡県保育士就職支援資金貸付(未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付)

記載漏れ、添付書類の漏れがないか確認をお願いします。

区分	確認項目	チェック欄
勤務先及び 預け先施設	市町村保育担当窓口確認票①と②で貸付対象や申請者の勤務先及び児童の預け先の確認を受けましたか。	☐
申請者	申請書の誓約欄の()に①・②を記載していますか。	☐
	申請書の誓約欄に記名押印がありますか。	☐
	申請者の住民票は添付されていますか。 ※住民票は申請者、児童が確認できるもの、連帯保証人が同一世帯の場合はその方の記載があれば尚可。	☐
	申請者の保育士証の写しは添付されていますか。	☐
	保育料決定通知書の写し等、児童が保育所等を利用していることが確認できる書類は添付されていますか。	☐
	申請者の勤務時間帯が確認できる書類は添付されていますか。	☐
貸付金額	預かり支援事業の利用時間帯及び料金が確認できる書類は添付されていますか。	☐
	貸付希望額(年額)は利用料金の半額(123,000円以内)となっていますか。	☐
	貸付希望期間は2年以内となっていますか。	☐
勤務する施設	勤務する施設の記名押印がありますか。	☐
連帯保証人	連帯保証人の記載がありますか。 (申請者が未成年の場合、連帯保証人は親権者又は後見人ですか。)	☐
貸借契約書 (様式第5-4号) ※2部必要です	貸借契約書に記載漏れはありませんか。(特に、表面・上部の記名は記載漏れが多いです) 書き損じがある場合は訂正印が押されていますか。	☐
	貸借契約書2部のうち1部に収入印紙を貼付し、申請者、連帯保証人の割印をしていますか。 ※貸付決定後、契約書のもう1部に本会が収入印紙を貼付し割印をして送付しますので、申請者・連帯保証人の割印をお願いします。貼付・割印の方法については記入例を参照して下さい。	☐
	連帯保証人の印鑑証明書1部を添付していますか。	☐
	振込口座申請書(P130)を添付していますか。 (口座名義・口座番号の確認ができる預金通帳の写しを添付していますか。)	☐

福岡県保育士就職支援資金 貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、「保育士修学資金の貸付け等について（平成28年2月3日付厚生労働省雇児発0203第3号）」、「保育士修学資金貸付等制度の運営について（平成28年2月3日付雇児発0203第2号）」及び「福岡県保育士就職支援資金貸付事業実施要綱（平成28年4月1日施行）」の規定に基づき、保育士の離職防止や保育士資格を有するものであって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、福岡県保育士就職支援資金（以下「就職支援資金」という。）を貸し付け、地域の保育人材の確保を図ることを目的とする。

2 就職支援資金貸付事業は次の各号に掲げる貸付事業を行う。

一 保育補助者雇上費貸付事業

保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げを行う施設又は事業者に対し必要な費用を貸付ける事業

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの保育料の一部を貸付ける事業

三 就職準備金貸付事業

潜在保育士に対し、再就職のための準備に必要な費用を貸し付ける事業

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部を貸し付ける事業

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する保育所

二 幼保連携型認定こども園 法第7条に規定する幼保連携型認定こども園

三 幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園

四 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園

五 一時預かり事業 法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

六 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

- 七 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- 八 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- 九 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- 十 病児保育事業 法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- 十一 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていないもの
- 十二 企業主導型保育事業 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

（実施主体）

第3条 就職支援資金の貸付けは、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

（貸付対象）

第4条 就職支援資金の貸付対象者は次のとおりとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

新たに保育補助者の雇上げを行う福岡県の区域内（指定都市の区域を除く。以下「県内」という。）の以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業者とする。

ア 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

イ 小規模保育事業を行う者

ウ 事業所内保育事業を行う者

エ 企業主導型保育事業を行う者

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

貸付対象者は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

ア 未就学児を持つ保育士であって、県内の以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

（ア） 保育所

（イ） 幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又は認定こども園への移行を予定している施設

（ウ） 認定こども園

- (エ) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業であって、法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - (オ) 病児保育事業
 - (カ) 一時預かり事業
 - (キ) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - (ク) 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
 - (ケ) 企業主導型保育事業
 - イ 県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者
- 三 就職準備金貸付事業
- 以下の要件のいずれも満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、「福岡県保育士修学資金貸付事業」における就職準備金の加算を受けた者を除く。
- ア 以下に掲げる施設又は事業を離職した者又は当該施設又は事業に勤務経験のない者
- (ア) 保育所及び幼保連携型認定こども園
 - (イ) 家庭的保育事業
 - (ウ) 小規模保育事業
 - (エ) 事業所内保育事業
 - (オ) 幼稚園
- イ 県内の保育所等に新たに勤務する者
- 四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業
- 以下の要件をいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士とする。
- ア 未就学児を持ち、保育所等を利用している者
- イ 保育所等の勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

(貸付期間及び貸付額)

第5条 就職支援資金の貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

- ア 貸付期間は、保育補助者が勤務する期間とする。ただし、勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。
- イ 貸付額は年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属す

る年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付に当たっては、前条第1号イ及びウの貸付対象については、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、前条第1号エの貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除くこととする。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

イ 貸付額は未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

三 就職準備金貸付事業

ア 貸付額は、200,000円以内とする。ただし、福岡県の保育士の有効求人倍率が一定以上の場合、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができるものとし、貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

ア 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

イ 貸付額は、貸付対象者がファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内とする。

（貸付方法及び利子）

第6条 就職支援資金は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 就職支援資金の利子は、無利子とする。

（連帯保証人）

第7条 就職支援資金の貸付けを受けようとする者は、一人の連帯保証人を立てなければならない。ただし貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は、法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、原則として県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 4 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、その死亡の日又は理由が生じた日から起算して15日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第8条 県社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 県社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が貸付期間中に就職支援資金の貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

- 3 県社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が以下の事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないものとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

貸付を受けた者が疾病その他の理由により休職したとき。

三 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

貸付を受けた者が疾病その他の理由により休職したとき。

(返還の債務の当然免除)

第9条 県社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、就職支援資金の返還の債務を免除するものとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 保育補助者雇上費の貸付けを受けた保育所において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 保育料の一部の貸付けを受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、保育料の一部の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

また、転職等の理由により、福岡県内の指定都市の区域内又は東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）（以下「指定都市内等」という。）において当該業務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

三 就職準備金貸付事業

次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 就職準備金の貸付けを受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

また、転職等の理由により、指定都市内等において当該業務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付けを受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

また、転職等の理由により、指定都市内等において当該業務に従事した期間についても、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 前項に規定する業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、前項に規定する業務に従事することとなった日の属する月及び前項に規定する業務に従事しなくなった日の属する月を算入するものとする。ただし、当該期間中に休職又は停職により前項に規定する業務に従事しない期間があるときは、これらの期間の開始の日の属する月からこれらの期間の終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

(返還期間等)

第10条 就職支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると県社協会長が認めた場合は、貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間）の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければならない。

- 一 就職支援資金の貸付契約が解除されたとき。
 - 二 県内において前条の返還免除対象業務に従事しなかった（保育補助者雇上費の場合は貸付を受けた保育所で保育補助者を従事させなかった）とき。
 - 三 県内において前条の返還免除対象業務に従事する（保育補助者雇上費の場合は貸付を受けた保育所において保育補助者を従事させる）意思がなくなったとき。
 - 四 （保育補助者雇上費の場合は保育補助者が）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

(一時償還)

第11条 県社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この規程の規定若しくは貸付契約の条項に違反し、又は県社協会長の指示に従わなかったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 県社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該

当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

ア 貸付を受けた保育所において保育補助者が第9条第1項第1号アの返還免除対象業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 県内において第9条第1項第2号アの返還免除対象業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

三 就職準備金貸付事業

ア 県内において第9条第1項第3号アの返還免除対象業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

ア 県内において第9条第1項第4号アの返還免除対象業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第13条 県社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

一 死亡し、又は障がいにより貸付額を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

二 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

三 保育補助者雇上費の貸付けを受けた者の場合は保育補助者が貸付を受けた保育所において1年以上、第9条第1項第1号アの返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

四 保育料の一部の貸付けを受けた者の場合は県内において1年以上、第9条第1項第2号アの返還免除対象業務に従事しているとき。

返還の債務の額の一部

五 就職準備金の貸付けを受けた者の場合は県内において1年以上、第9条第1項第3号アの返還免除対象業務に従事しているとき。

返還の債務の額の一部

六 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付けを受けた者の場合は県内におい

て1年以上、第9条第1項第4号アの返還免除対象業務に従事しているとき。
返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第14条 県社協会長は、就職支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由なく就職支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと県社協会長が認めるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

(会計経理)

- 第15条** 県より交付された貸付原資については、就職支援資金貸付事業に関する特別会計を設けるか、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づき、サービス区分において明確に区分して管理する。
- 2 貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、就職支援資金貸付事業に関する特別会計または、社会福祉法人会計基準に基づきサービス区分に繰り入れるものとする。
- 3 就職支援資金貸付事業を廃止した場合は、事業廃止年度以降、毎年度、その年度において返還された就職支援資金に相当する金額を県に返還するものとする。

(貸付申請の手続)

- 第16条** 就職支援資金の貸付けを申請しようとする者は、次の各号に掲げる保育士就職支援資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）及び書類を添付して、県社協会長に提出するものとする。
- 一 保育補助者雇上費貸付事業
- ア 貸付申請書（様式第1-1号）
 - イ 住民票（保育補助者）
 - ウ 保育補助者の要件を証する書類
 - エ 要件該当申請書（様式第2号。2人以上保育補助者を雇用する場合。）
- 二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業
- ア 貸付申請書（様式第1-2号）
 - イ 住民票
 - ウ 保育士証の写し

- エ 保育料決定通知書の写し
- 三 就職準備金貸付
 - ア 貸付申請書（様式第 1－3 号）
 - イ 住民票
 - ウ 保育士証の写し
 - エ 支出内容や金額が確認できる領収書等の写し（就職に当たって必要と考えられる費用を既に支出している場合）
- 四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業
 - ア 貸付申請書（様式第 1－4 号）
 - イ 住民票
 - ウ 保育士証の写し
 - エ 児童の保育所等利用が確認できる書類
 - オ 保育所等における勤務時間が記載された書類
 - カ 子どもの預かり支援事業の利用時間及び料金が記載された書類

（審査）

第 17 条 県社協会長は、就職支援資金の貸し付け決定を前条の規定により提出された書類の審査によって行うものとする。

（貸付決定通知書の交付）

第 18 条 県社協会長は、申請者に対して就職支援資金を貸し付ける旨を決定したときは、保育士就職支援資金貸付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に対し通知するものとする。

- 2 県社協会長は、申請者に対して就職支援資金を貸し付けない旨を決定したときは、保育士就職支援資金貸付不承認通知書（様式第 4 号）により申請者に対し通知するものとする。

（貸付契約の締結）

第 19 条 県社協会長は、貸付を決定した申請者と保育士就職支援資金貸借契約書（様式第 5 号）により貸付契約を締結し、就職支援資金を交付するものとする。

（保育料の変更に伴う貸付額の変更申請）

第 20 条 保育料又は子どもの預かり支援事業利用料金の変更に伴い、貸付を受けた就職支援資金の貸付額を変更しようとする者は、保育士就職支援資金貸付変更申請書（様式第 6 号）を県社協会長に提出するものとする。

- 2 県社協会長は、申請者に対して就職支援資金の貸付額を変更する旨を決定したとき

は、保育士就職支援資金貸付変更決定通知書（様式第7号）により申請者に対し通知するものとする。

- 3 県社協会長は、申請者に対して就職支援資金の貸付内容を変更しない旨を決定したときは、保育士就職支援資金貸付変更不承認通知書（様式第8号）により申請者に対し通知するものとする。

（返還債務の当然免除の手続）

第21条 就職支援資金の貸付けを受けた者は、第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して15日以内に保育士就職支援資金返還当然免除事実発生届（様式第9号）に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。

- 2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、就職支援資金の返還債務を免除するときは、保育士就職支援資金返還免除決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

- 3 県社協会長は、第1項の届出書を受理し、就職支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、保育士就職支援資金返還免除不承認通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（返還の手続）

第22条 第10条第1項各号に規定する事由が生じたことにより就職支援資金を返還しなければならない者は、その事由が生じた日（第12条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第13条の規定による返還債務の裁量免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して15日以内に保育士就職支援資金返還明細書（様式第12号）を県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の返還明細書に基づき就職支援資金の納入を決定したときは、保育士就職支援資金貸付納入通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の返還明細書に記載した就職支援資金の返還方法及び返還額を変更するときは、保育士就職支援資金返還方法変更届（様式第14号）を県社協会長に提出しなければならない。

（返還方法等）

第23条 就職支援資金の返還は、1回払、半年賦又は月賦による均等償還によるものとし、県社協会長が発行する請求書をもって行うものとする。

(返還債務の履行猶予の手続)

- 第24条** 第12条の規定による就職支援資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、保育士就職支援資金返還猶予申請書（様式第15号）に猶予を受けようとする事由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。
- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、就職支援資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、保育士就職支援資金返還猶予決定通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第1項の申請書を審査し、就職支援資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、保育士就職支援資金返還猶予不承認通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

(返還債務の裁量免除の手続)

- 第25条** 第13条の規定による就職支援資金の返還債務の免除を受けようとする者は、保育士就職支援資金返還免除申請書（様式第18号）に免除を受けようとする事由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。
- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、就職支援資金の返還債務の免除を決定したときは、保育士就職支援資金返還免除決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第1項の申請書を審査し、就職支援資金の返還債務の免除を認めない旨を決定したときは、保育士就職支援資金返還免除不承認通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

(届出)

- 第26条** 就職支援資金の貸付けを受けた者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して15日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

一 保育補助者雇上費貸付事業

- ア 貸付対象者又は保育補助者が住所、氏名を変更したとき 様式第19号
- イ 保育補助者が休職、復職、停職したとき 様式第20号
- ウ 保育補助者を変更するとき 様式第21号
- エ 資金の貸与を辞退するとき 様式第22号
- オ 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき 様式第19号
- カ 保育補助者が貸付を受けた保育所において保育の補助等に従事しなくなったとき 様式第24号

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- ア 住所、氏名を変更したとき 様式第19号

- イ 休職、復職、停職したとき 様式第 20 号
- ウ 資金の貸与を辞退するとき 様式第 22 号
- エ 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき 様式第 19 号
- オ 県内において業務従事先を変更したとき 様式第 23 号
- カ 県内において児童の保護等に従事しなくなったとき 様式第 24 号

三 就職準備金貸付事業

- ア 住所、氏名を変更したとき 様式第 19 号
- イ 休職、復職、停職したとき 様式第 20 号
- ウ 資金の貸与を辞退するとき 様式第 22 号
- エ 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき 様式第 19 号
- オ 県内において業務従事先を変更したとき 様式第 23 号
- カ 県内において児童の保護等に従事しなくなったとき 様式第 24 号

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

- ア 住所、氏名を変更したとき 様式第 19 号
- イ 休職、復職、停職したとき 様式第 20 号
- ウ 資金の貸与を辞退するとき 様式第 22 号
- エ 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき 様式第 19 号
- オ 県内において業務従事先を変更したとき 様式第 23 号
- カ 県内において児童の保護等に従事しなくなったとき 様式第 24 号

- 2 連帯保証人は、保証に係る就職支援資金の貸付けを受けた者が（保育補助者雇上費の貸付けを受けた者は、保育補助者が）死亡したときは、その日から起算して 15 日以内に死亡届（様式第 25 号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 就職支援資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が終了した後、就職支援資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、毎年 4 月 1 日現在の現況届（様式 26 号）をその年の 4 月 15 日までに県社協会長に提出しなければならない。

（補足）

第 27 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の貸付申請から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日に改正し、改正後の規程は、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。ただし、保育補助者雇上費貸付、未就学児を持つ保育士に対する保育

料の一部貸付及び就職準備金貸付については、平成28年10月11日以降の貸付対象者（保育補助者雇上費貸付の場合は保育補助者。以下同じ。）の勤務開始に係る貸付申請に適用し、平成28年10月10日までの貸付対象者の勤務開始に係る貸付申請は、なお改正前の規程によることとする。

附 則

この規程は、令和2年6月12日から施行し、令和2年度の貸付申請から適用する。

保育士就職支援資金（保育補助者雇上費）貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、貸付を受けるに当たっては、貸付条件を遵守することを誓います。

ふりがな 施設の名称	印	
施設 の 所 在 地	〒 電話（ ） — ※連絡の取れる電話番号を記入すること。	
貸付対象事業 （番号に○）	1 保育所（公立除く） 2 幼保連携型認定こども園（公立除く） 3 小規模保育事業 4 事業所内保育事業 5 企業主導型保育事業 ※地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費若しくは企業主導型保育事業費補助金での算定対象者を雇上げる場合は貸付対象となりません。	
雇用する 保育補助者	ふりがな 氏 名	S・H 年 月 日生（男・女）
	保育補助 者の要件 （番号に○）	1 保育所又は認定こども園で保育業務に従事経験有 2 家庭的保育者または子育て支援員研修を修了した者 3 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者 4 勤務開始後に保育に関する実習を受ける予定である者 ※ 1 は在職証明書その 2（旧従事先）、 2、3 は研修修了証書または保育補助者実習等修了証明書の 写しを添付してください。
	誓約 ・上記の者は、現在保育士資格を持っておらず、保育士の業務負担軽減のため、当施設において、保育補助業務に従事します。 （勤務開始日 年 月 日） ・上記の者は下記のとおり、本貸付を受ける期間中に保育士資格を取得する予定です。 ・当施設は、他から本貸付と同種の貸付を受けていません。	
	保育士資格 取得の予定 （番号に○）	1 保育士試験受験予定（令和 年 月） 2 指定保育士養成施設 （在学中・入学予定（令和 年 月））

貸付希望金額	年 額	円（上限は年額2,953,000円、2人以上は合算して5,168,000円です。注1）
	総 額	円（貸付期間は3年間が限度です。）
貸付希望期間	年 月から 年 月分まで	

保育補助者の配置による、保育士の勤務環境改善計画

※具体的に記載してください。

《補助者が従事する業務》

《軽減される保育士の業務負担の内容》

連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	T・S・H 年 月 日生		性別	男・女
	自 宅 所	〒 電話（ ） — 携帯（ ） —			
	勤 務 先 所 在 地	〒 電話（ ） —			
	勤 務 先 名 称				
	申請者との関係				

備考 注1 本貸付により、2人以上の保育補助者を雇用する場合は、様式2号を提出してください。

添付資料 保育補助者の住民票、保育補助者の要件を証する書類

様式第1－2号 (A4表裏で使用)

保育士就職支援資金 (未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部) 貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、貸付を受けるに当たっては、貸付要件を遵守することを誓います。

ふりがな		性別	生年月日
申請者 氏 名		男 ・ 女	S ・ H 年 月 日
住 所	〒 電 話 () - 携帯電話 () -		
誓 約	私は、以下のいずれかの要件を満たしており、かつ、他から本貸付と同種の貸付を受けていないことを誓約いたします。 ① 以下に掲げる施設又は事業に新たに勤務する者であり、保育士として週 20時間以上の勤務に従事する者 ② 以下に掲げる施設又は事業に雇用されている未就学児をもつ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者であり、保育士として週20時間以上の勤務に従事する者 (①又は②の場合、該当番号を○で囲んでください。) 1. 保育所 2. 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設 3. 幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設 4. 認定こども園 5. 家庭的保育事業 6. 小規模保育事業 7. 居宅訪問型保育事業 8. 事業所内保育事業 9. 企業主導型保育事業 10. 病児保育事業であって、知事に開始届出を行ったもの 11. 一時預かり事業であって、知事に開始届出を行ったもの 12. 離島その他の地域において特例保育を実施する施設 13. 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 〔 該 当 番 号 〕 に ○ 申請者 氏名 印		

貸付希望額 (月額)	月額 円 …算定根拠③の額 ※貸付額は、未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。
算定根拠	・ 保育料 (月 (円) …① 額) ・ ① ÷ 2 = (円※小数点以下切捨) …② ・ ② 又は 27,000円のうち、いずれか少ない額 (円) …③
貸付希望期間	年 月から 年 月分まで (勤務開始日から1年以内)
就職 (復帰) 年月日	年 月 日
週 20 時間以上勤務開始日	年 月 日
未就学児の入所施設名	

申請者を誓約にある①又は②の要件のとおり雇用することに相違ありません。

令和 年 月 日
従事先 所在地 〒
施設名称
施設長名 印

連帯保証人 (注1)	ふりがな		性別	生年月日
	氏 名		男 ・ 女	T ・ S ・ H 年 月 日
	自 宅 住 所	〒 - 電 話 () - 携帯電話 () -		
	勤務先 所在地	〒 - 勤務先電話 () -		
	勤務先 名 称			
	本人との 関 係			

備考 注1 申請者が未成年の場合、連帯保証人は親権者又は後見人でなければならない。
添付書類 1 住民票 (申請者、児童、保育料決定通知書を受けた者が確認できるもの)、 2 保育士証の写し、
3 保育料決定通知書の写し

保育士就職支援資金(就職準備金)貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付を受けるに当たっては、貸付要件を遵守することを誓います。

ふりがな		性別	生年月日
申請者 氏 名		男 ・ 女	S ・ H 年 月 日
住 所	〒 電 話 () - 携帯電話 () -		
誓 約	私は、以下の要件のいずれも満たしており、かつ、他から本貸付と同種の貸付を受けていないことを誓約いたします。 ① 保育士登録した者 ② 以下に掲げる施設又は事業を離職した者 保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園 ③ 以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者であり、保育士として週20時間以上の勤務に従事する者 （該当番号を○で囲んで下さい。） 1. 保育所 2. 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設 3. 幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設 4. 認定こども園 5. 家庭的保育事業 6. 小規模保育事業 7. 居宅訪問型保育事業 8. 事業所内保育事業 9. 企業主導型保育事業 10. 病児保育事業であって、知事に開始届出を行ったもの 11. 一時預かり事業であって、知事に開始届出を行ったもの 12. 離島その他の地域において特例保育を実施する施設 13. 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設		
	申請者 氏名		印

就職準備金額 (貸付希望額)	金 円 ※貸付額は、400,000円(福岡県の保育士の有効求人倍率が一定以下の場合は200,000円)と以下に記入する使途の合計金額のいずれか少ない額。
就職準備金 の使途・金額 （該当番号に○を付け、金額を記入してください。） <u>領収証等の写しを添付すること</u>	1. 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用 円 2. 転居先の賃貸物件の借りに伴う敷金や礼金、仲介手数料 円 3. 保育所等で使用する被服費(申請者本人に関わる費用のみ) 円 4. 保育所等の勤務に当たり研修を受けた際の研修費用 円 5. 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 円 6. 就職活動時に保育所等を一時利用した際の費用 円 7. 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 円 8. その他保育所等への就職に当たって必要と考えられる費用 円 (6～8は下欄に具体的に記入して下さい。) [] 1～8の合計 円
就職(予定)年月日	年 月 日

申請者を誓約にある③の要件のとおり雇用することに相違ありません。

令和 年 月 日
従事先 所在地 〒
施設名称
施設長名

印

連帯保証人(注1)	ふりがな		性別	生年月日
	氏名		男・女	T・S・H 年 月 日
	自宅住所	〒 - 電 話 () - 携帯電話 () -		
	勤務先所在地	〒 - 勤務先電話 () -		
	勤務先名称			
	本人との関係			

備考 注1 申請者が未成年の場合、連帯保証人は親権者又は後見人でなければならない。
添付書類 1 住民票、 2 保育士証の写し、 3 (貸付対象費用を既に支出している場合) 支出内容や金額が確認できる領収書等の写し

保育士就職支援資金

(未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部) 貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付を受けるに当たっては、貸付要件を遵守することを誓います。

[illegible]

貸付希望額 (年額)	年額 円 ……算定根拠③の額 ※貸付額は、利用料金の半額とし、年額 123,000円を上限とする。
算定根拠	・料金(年額) (円) ……① ・ ① ÷ 2 = (円※小数点以下切捨) ……② ・ ② 又は 123,000円のうち、いずれか少ない額 (円) ……③
貸付希望期間	年 月から 年 月分まで(2年以内)

申請者を誓約にある①のとおり雇用していることに相違ありません。

令和 年 月 日
従事先 所在地 〒
施設名称
施設長名 印

連帯保証人 (注1)	ふりがな		性別	生年月日
	氏 名		男 ・ 女	T ・ S ・ H 年 月 日
	自 宅 住 所	〒 - 電 話 () - 携帯電話 () -		
	勤務先 所在地	〒 - 勤務先電話 () -		
	勤務先 名 称			
	本人との 関 係			

備考 注1 申請者が未成年の場合、連帯保証人は親権者又は後見人でなければならない。
添付書類 1 住民票(申請者、児童が確認できるもの)、 2 保育士証の写し、 3 保育料決定通知書の写し
等の児童が保育所等を利用していることが確認できる書類、 4 保育所等の勤務時間が記載された書類、
5 子どもの預かり支援に関する事業の利用時間及び料金が記載された書類

要件該当申請書
(保育補助者雇上費貸付 2 人以上保育補助者を雇用する場合)

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者 施設名 印

貸付規程第 5 条第 1 号イの但書きに該当することを申請します。

雇用する 保育補助者 (2 人目)	ふりがな 氏 名	S・H 年 月 日生(男・女)
	保育補助 者の要件 (番号に○)	1 保育所又は認定こども園で保育業務に従事経験有 2 家庭的保育者または子育て支援員研修を修了した者 3 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者 4 勤務開始後に保育に関する実習を受ける予定である者 ※ 1 は在職証明書その 2 (旧従事先)、 2、3 は研修修了証書または保育補助者実習等修了証明書の 写しを添付してください。
	誓約 ・上記の者は、現在保育士資格を持っておらず、保育士の業務負担軽減のため、当施設において、保育補助業務に従事します。 (勤務開始日 年 月 日) ・上記の者は下記のとおり、本貸付を受ける期間中に保育士資格を取得する予定です。	
	保育士資格 取得の予定 (番号に○)	1 保育士試験受験予定(令和 年 月) 2 指定保育士養成施設 (在学中・入学予定(令和 年 月))

雇用する 保育補助者 (3 人目)	ふりがな 氏 名	S・H 年 月 日生(男・女)
	保育補助 者の要件 (番号に○)	1 保育所又は認定こども園で保育業務に従事経験有 2 家庭的保育者または子育て支援員研修を修了した者 3 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者 4 勤務開始後に保育に関する実習を受ける予定である者 ※ 1 は在職証明書その 2 (旧従事先)、 2、3 は研修修了証書または保育補助者実習等修了証明書の 写しを添付してください。
	誓約 ・上記の者は、現在保育士資格を持っておらず、保育士の業務負担軽減のため、当施設において、保育補助業務に従事します。 (勤務開始日 年 月 日) ・上記の者は下記のとおり、本貸付を受ける期間中に保育士資格を取得する予定です。	
	保育士資格 取得の予定 (番号に○)	1 保育士試験受験予定(令和 年 月) 2 指定保育士養成施設 (在学中・入学予定(令和 年 月))

施設の保育士の状況（ 年4月1日現在）

常勤の 保育士 の状況	氏 名	未就学児の有無	氏 名	未就学児の有無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
		有 無		有 無
			未就学児を持つ 保育士の割合	%

※上記の保育士の保育士証の写しを添付してください。

※上記のうち未就学児を持つ保育士の住民票（本人、未就学児）を添付してください。

〒

様
社会福祉会 福岡県社会福祉協議会
人 長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		貸付決定日			
貸付金の種別	保育補助者雇上費貸付				
貸付対象者	フリガナ				
	施設名又は事業者名				
	住所				
	電話				
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
貸付期間	年 月 ～ 年 月 (箇月間)				
貸付額	総額	金	円	年額	金 円
備考					

〒

様
社会福祉会 福岡県社会福祉協議会
法人 長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		貸付決定日		
貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付			
貸付対象者	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
連帯保証人	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
貸付期間	年 月 ～ 年 月 (箇月間)			
貸付額	総額	金 円	月額	金 円
備考				

〒

様
社会福祉会 福岡県社会福祉協議会
法人 長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		貸付決定日		
貸付金の種別	就職準備金貸付			
貸付対象者	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
連帯保証人	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
貸付額	金 円			
備考				

〒

様
社会福祉会 福岡県社会福祉協議会
法人 長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		貸付決定日		
貸付金の種別	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付			
貸付対象者	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
連帯保証人	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
貸付期間	年 月 ～ 年 月 (箇月間)			
貸付額	総額	金 円	年額	年 円
備考				

〒

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 会長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付不承認通知書

申請のありました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付不承認となりましたのでお知らせします。

貸付金の種別	保育補助者雇上費貸付				
申請者	フリガナ				
	施設名又は事業者名				
	住所				
	電話				
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

〒

_____様

社会福祉
法人
福岡県社会福祉協議会

(公印略)

保育士就職支援資金貸付不承認通知書

申請のありました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付不承認となりましたのでお知らせします。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付				
申請者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

〒

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付不承認通知書

申請のありました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付不承認となりましたのでお知らせします。

貸付金の種別	就職準備金貸付				
申請者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

〒

様

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
(公印略)

保育士就職支援資金貸付不承認通知書

申請のありました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付不承認となりましたのでお知らせします。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業使用料金の一部貸付				
申請者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

様式第 5－1 号（A 4 表裏で使用）

貸付番号	第 号
------	--------------------------

印 紙

保育士就職支援資金（保育補助者雇上費）貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）は、保育士就
職支援資金（保育補助者雇上費）について、次の各条に定めるところによ
り、貸借契約を締結する。

（貸付）

第 1 条 甲は、乙に保育士就職支援資金（保育補助者雇上費）（以下「貸
付金」という。）を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額等）

第 2 条 貸付金の貸付額、貸付期間は次のとおりとする。

貸付総額	円
（年額	円）
貸付期間	年 月から 年 月まで 月間

（連帯保証人）

第 3 条 連帯保証人は、貸付金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を
負担する。
2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

（一時償還）

第 4 条 甲は、乙が福岡県保育士就職支援資金貸付規程第 11 条の各号の
いずれかに該当すると認めたときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県保育士就職支援資金貸付規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、当事者記名押印の
うゑ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長 小 川 弘 毅

乙 所在地
施設名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

備考

1 連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

(記載例)

様式第5-2号 (A4表裏で)

貸付番号	第
------	---

【印紙は原則1枚】

貸付金額が

○10万円以下の場合 200円

○10万円以下の
50万円以下の場合 400円

○50万円を超え
100万円以下の場合 1,000円

○100万円を超え、
500万円以下の場合 2,000円

○500万円を超える場合 10,000円

県社協
公 印

印
紙

割
印

割
印

保育士就職支援資金（未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部）
貸借契約書

貸付申請者と連帯保証人で割印をします。
(連帯保証人は実印となります)

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と

福岡花子

（以下「乙」という。）は、保育士就職支援資金

（未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部）について、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

(貸付)

第1条 甲は、乙に保育士就職支援資金（未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部）（以下「貸付金」という。）を貸与し、乙はこれを借り受ける。

(貸付額等)

第2条 貸付金の貸付額、貸付期間は次のとおりとする。

貸付総額 324,000 円

(月額 27,000 円)

貸付期間 令和 2 年 4 月から

令和 3 年 3 月まで 12 月間

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は、貸付金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

(一時償還)

第4条 甲は、乙が福岡県保育士就職支援資金貸付規程第11条の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県保育士就職支援資金貸付規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

日付は空欄をお願いします。

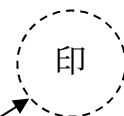
令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長 小 川 弘 毅

乙 住 所 〇〇市〇〇町1-2
氏 名 福岡 花 子



連帯保証人 住 所 〇〇市〇〇町1-2
() 氏 名 福岡 太 郎



実印を押し、収入印紙の割印も同じ実印
をお願いします。

備考

- 1 乙が未成年者である場合については、() 内に連帯保証人が親権者又は後見人である旨を記載すること。
- 2 連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。築城まち

様式第 5－2 号（A 4 表裏で使用）

貸付番号	第 号
------	--------------------------

印 紙

保育士就職支援資金（未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部）
貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）は、保育士就職支援資金
（未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部）について、次の各条に定
めるところにより、貸借契約を締結する。

（貸付）

第 1 条 甲は、乙に保育士就職支援資金（未就学児を持つ保育士に対する
保育料の一部）（以下「貸付金」という。）を貸与し、乙はこれを借り
受ける。

（貸付額等）

第 2 条 貸付金の貸付額、貸付期間は次のとおりとする。

貸付総額	円		
（月額	円）		
貸付期間	年	月から	
	年	月まで	月間

（連帯保証人）

第 3 条 連帯保証人は、貸付金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を
負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

(一時償還)

第4条 甲は、乙が福岡県保育士就職支援資金貸付規程第11条の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県保育士就職支援資金貸付規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長 小 川 弘 毅

乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
() 氏 名 印

備考

- 1 乙が未成年者である場合については、() 内に連帯保証人が親権者又は後見人である旨を記載すること。
- 2 連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

様式第 5－3 号（A 4 表裏で使用）

貸付番号	第 号
------	--------------------------

印 紙

保育士就職支援資金（就職準備金）貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）は、保育士就職支援資金（就職準備金）について、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

（貸付）

第 1 条 甲は、乙に保育士就職支援資金（就職準備金）（以下「貸付金」という。）を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額）

第 2 条 貸付金の貸付額は次のとおりとする。

貸付額 円

（連帯保証人）

第 3 条 連帯保証人は、貸付金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

（一時償還）

第 4 条 甲は、乙が福岡県保育士就職支援資金貸付規程第 11 条の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県保育士就職支援資金貸付規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長 小 川 弘 毅

乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
() 氏 名 印

備考

- 1 乙が未成年者である場合については、()内に連帯保証人が親権者又は後見人である旨を記載すること。
- 2 連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

様式第 5－4 号（A 4 表裏で使用）

貸付番号	第 号
------	--------------------------

印 紙

保育士就職支援資金（未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業
利用料金の一部）貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）は、保育士就職支援資金
（未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部）につ
いて、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

（貸付）

第 1 条 甲は、乙に保育士就職支援資金（未就学児を持つ保育士の子ども
の預かり支援事業利用料金の一部）（以下「貸付金」という。）を貸与
し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額等）

第 2 条 貸付金の貸付額、貸付期間は次のとおりとする。

貸付総額	円		
（年額	円）		
貸付期間	年	月から	
	年	月まで	月間

（連帯保証人）

第 3 条 連帯保証人は、貸付金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を
負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

(一時償還)

第4条 甲は、乙が福岡県保育士就職支援資金貸付規第11条の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県保育士就職支援資金貸付規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長 小 川 弘 毅

乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
() 氏 名 印

備考

- 1 乙が未成年者である場合については、() 内に連帯保証人が親権者又は後見人である旨を記載すること。
- 2 連帯保証人の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金 (未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部) 貸付変更申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

保育料の変更のため、下記のとおり貸付契約内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな		性別	生年月日
申請者氏名		男 ・ 女	S ・ H 年 月 日
住 所	〒 - 電 話 () - 携帯電話 () -		
変更前貸付額	月額 円		
変更貸付希望額 (月額)	月額 円 …算定根拠③の額		
	※貸付額は、未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。		
算定根拠	・ 保育料(月額) (円) …① ・ ① ÷ 2 = (円※小数点以下切捨) …② ・ ② 又は 27,000円のうち、いずれか少ない額 (円) …③		
変更開始月	年 月分から		

※保育料決定通知書の写しを添付してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金(未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部)
貸付変更申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

利用料金の変更のため、下記のとおり貸付契約内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな		性別	生年月日
申請者 氏 名		男 ・ 女	S ・ H 年 月 日
住 所	〒 - 電 話 () - 携帯電話 () -		
変更前貸付額	年額 円		
変更貸付希望額 (年額)	年額 円 …算定根拠③の額		
	※貸付額は、利用料金の半額とし、年額 123,000円を上限とする。		
算定根拠	・ 料金(年額) (円) …① ・ ① ÷ 2 = (円※小数点以下切捨) …② ・ ② 又は 123,000円のうち、いずれか少ない額 (円) …③		
変更開始月	年 月分から		

※子どもの預かり支援に関する事業の利用時間及び料金が記載された書類を添付してください。

〒

様
社会福祉会 福岡県社会福祉協議会
法人 長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付変更決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付
変更決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		貸付決定日		
貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付			
貸付対象者	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
連帯保証人	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
貸付期間	年 月 ～ 年 月 (箇月間)			
変更前貸付額	総額	金 円	月額	金 円
変更後貸付額	総額	金 円	月額	金 円
変更開始	年 月分～			
備考				

〒

様
社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 会長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付変更決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り貸付
変更決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		貸付決定日		
貸付金の種別	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付			
貸付対象者	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
連帯保証人	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話	自宅		携帯
貸付期間	年 月 ～ 年 月 (箇月間)			
変更前貸付額	総額	金 円	年額	金 円
変更後貸付額	総額	金 円	年額	金 円
変更開始	年 月分～			
備考				

〒

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付変更不承認通知書

貸付変更申請のありました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り不承認となりましたのでお知らせします。

貸付番号					
貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付				
申請者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

〒

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 長
(公印略)

保育士就職支援資金貸付変更不承認通知書

貸付変更申請のありました保育士就職支援資金は、審査の結果、下記の通り不承認となりましたのでお知らせします。

貸付番号					
貸付金の種別	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付				
申請者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還当然免除事実発生届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒
施 設 名
代表者名
電 話 () - 印

福岡県保育士就職支援資金貸付規程第9条に規定する事実が発生しましたので、下記のとおり届出ます。

貸 付 金 の 種 別	保育補助者雇上費貸付		
発 生 し た 事 実 の 概 要	1 貸付を受けた保育所で保育補助者が保育の補助に従事し、貸付期間中に保育士資格を取得した。 2 貸付を受けた保育所で保育補助者が保育の補助に従事し、貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれる。 3 業務上の事由により死亡した。 4 業務に起因する心身の故障により業務の継続が不可能になった。		
貸付を受けた資金の額	円		
免除を受けようとする額	円		
保育補助者の氏名	在職期間		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	上記のうち休職又は停職等の期間		
	年 月 日から 年 月 日まで		

備 考 次の書類を添付すること。

- 1 保育士証の写し
- 2 1年後の資格取得が見込まれる場合は、科目取得状況を証する書類又は在学証明書
- 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む。）は、その事実を証明する書類

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還当然免除事実発生届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 () -

福岡県保育士就職支援資金貸付規程第9条に規定する事実が発生しましたので、下記のとおり届出ます。

貸 付 金 の 種 別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付		
発生した事実の概要	1 県内の保育所等において2年間児童の保護等に従事した。 2 業務上の事由により死亡した。 3 業務に起因する心身の故障により業務の継続が不可能になった。		
貸付を受けた資金の額	円		
免除を受けようとする額	円		
業務従事先の名称	左記の在職期間		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	上記のうち休職又は停職等の期間		
	年 月 日から 年 月 日まで		

- 備 考 次の書類を添付すること。
- 1 在職証明書その1（現在の従事先）
 - 2 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類
 - 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む。）は、その事実を証明する書類

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還当然免除事実発生届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 （ ） —

福岡県保育士就職支援資金貸付規程第9条に規定する事実が発生しましたので、下記のとおり届出ます。

貸 付 金 の 種 別	就職準備金貸付		
発生した事実の概要	1 県内の保育所等において2年間児童の保護等に従事した。 2 業務上の事由により死亡した。 3 業務に起因する心身の故障により業務の継続が不可能になった。		
貸付を受けた資金の額	円		
免除を受けようとする額	円		
業務従事先の名称	左記の在職期間		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	上記のうち休職又は停職等の期間		
	年 月 日から 年 月 日まで		

備 考 次の書類を添付すること。

- 1 在職証明書その1（現在の従事先）
- 2 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類
- 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む。）は、その事実を証明する書類

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還当然免除事実発生届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 () -

福岡県保育士就職支援資金貸付規程第9条に規定する事実が発生しましたので、下記のとおり届出ます。

貸 付 金 の 種 別	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付		
発 生 し た 事 実 の 概 要	1 県内の保育所等において2年間児童の保護等に従事した。 2 業務上の事由により死亡した。 3 業務に起因する心身の故障により業務の継続が不可能になった。		
貸付を受けた資金の額	円		
免除を受けようとする額	円		
業務従事先の名称	左記の在職期間		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	上記のうち休職又は停職等の期間		
	年 月 日から 年 月 日まで		

備 考 次の書類を添付すること。

- 1 在職証明書その1（現在の従事先）
- 2 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類
- 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む。）は、その事実を証明する書類

〒

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人
会 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還免除決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の免除は、審査の結果、
下記の通り免除決定しましたのでお知らせします。

貸付番号				免除決定日			
貸付金の種別		保育補助者雇上費貸付					
貸付	年 月 ~ 年 月		箇月間				
	貸付金額（元金）		円	返還済額		円	
	返還済元金		円	返還済延滞利子		円	
免除	返還免除額 元金		円	返還残額		円	
	返還残元金		円	返還残延滞利子		円	
申請者	フリガナ						
	施設名 又は事業者名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
備考							

様式第10-2号
〒

福社協第 号
令和 年 月 日

様
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
(公印略)

保育士就職支援資金返還免除決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の免除は、審査の結果、下記の通り免除決定しましたのでお知らせします。

貸付番号				免除決定日			
貸付金の種別		未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付					
貸付	年 月 ~ 年 月		箇月間				
	貸付金額（元金）		円	返還済額		円	
	返還済元金		円	返還済延滞利子		円	
免除	返還免除額 元金		円	返還残額		円	
	返還残元金		円	返還残延滞利子		円	
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
備考							

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 会長

(公印略)

保育士就職支援資金返還免除決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の免除は、審査の結果、下記の通り免除決定しましたのでお知らせします。

貸付番号				免除決定日			
貸付金の種別		就職準備金貸付					
貸付	令和 年 月						
	貸付金額（元金）		円	返還済額		円	
	返還済元金		円	返還済延滞利子		円	
免除	返還免除額 元金		円	返還残額		円	
	返還残元金		円	返還残延滞利子		円	
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
備考							

様式第10-4号
〒

福社協第 号
令和 年 月 日

様
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
(公印略)

保育士就職支援資金返還免除決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の免除は、審査の結果、下記の通り免除決定しましたのでお知らせします。

貸付番号				免除決定日			
貸付金の種別		未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付					
貸付	年 月 ~ 年 月		箇月間				
	貸付金額（元金）		円	返還済額		円	
	返還済元金		円	返還済延滞利子		円	
免除	返還免除額 元金		円	返還残額		円	
	返還残元金		円	返還残延滞利子		円	
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
備考							

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人
会 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還免除不承認通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の免除は、審査の結果、下記の通り不承認となりましたのでお知らせします。

貸付番号				不承認決定日			
貸付金の種別		保育補助者雇上費貸付					
貸付	年 月 ~ 年 月		箇月間				
	貸付金額（元金）		円	返還済額		円	
	返還済元金		円	返還済延滞利子		円	
申請者	フリガナ						
	施設又は事業者名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
備考							

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人
会 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還免除不承認通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の免除は、審査の結果、
下記の通り不承認となりましたのでお知らせします。

貸付番号				不承認決定日			
貸付金の種別		未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付					
貸付	年 月 ~ 年 月		箇月間				
	貸付金額（元金）		円	返還済額		円	
	返還済元金		円	返還済延滞利子		円	
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
備考							

様式第11-3号
〒

福祉協第 号
令和 年 月 日

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人
会 長
(公印略)

保育士就職支援資金返還免除不承認通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の免除は、審査の結果、下記の通り不承認となりましたのでお知らせします。

貸付番号				不承認決定日			
貸付金の種別		就職準備金貸付					
貸付	令和 年 月						
	貸付金額（元金）		円	返還済額		円	
	返還済元金		円	返還済延滞利子		円	
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
備考							

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人
会 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還免除不承認通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の免除は、審査の結果、
下記の通り不承認となりましたのでお知らせします。

貸付番号				不承認決定日			
貸付金の種別		未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付					
貸付	年 月 ~ 年 月		箇月間				
	貸付金額（元金）		円		返還済額		円
	返還済元金		円		返還済延滞利子		円
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所						
	電話	自宅		携帯			
備考							

様式第12-1号

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

所在地 〒

施設名 印

電話 () -

下記により保育士就職支援資金を返還します。

貸付金の種別	保育補助者雇上費貸付		
貸付を受けた期間 (休止期間)	(年 月から 年 月まで 箇月間 年 月から 年 月まで 箇月間)		
返還すべき額	円		
返還方法及び額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円(最終月 円)		
返還完了年月	令和 年 月 日		
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月から 毎月25日	
	半年賦による 納期限	回数	納 期 限
		1	月25日
		2	月25日
	1回払による納期限		令和 年 月25日
返 還 理 由			

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間(月数)の2倍の期間までに終了すること。(経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍の期間内とする。4倍の期間内での返還を希望する場合は、所得証明書等、返還期間延長の根拠となる書類を添付すること。)

様式第12-2号

貸付番号	第 号
------	-----

保育士就職支援資金返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 () -

下記により保育士就職支援資金を返還します。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付		
貸付を受けた期間 (休 止 期 間)	(年 月 から 年 月 まで 箇月間 年 月 から 年 月 まで 箇月間)		
返 還 す べ き 額	円		
返 還 方 法 及 び 額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円(最終月 円)		
返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日		
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月 から 毎月25日	
	半年賦による 納期限	回 数	納 期 限
		1	月25日
		2	月25日
	1回払による納期限		令和 年 月25日
返 還 理 由			

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間(月数)の2倍の期間までに終了すること。(経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍の期間内とする。4倍の期間内での返還を希望する場合は、所得証明書等、返還期間延長の根拠となる書類を添付すること。)

貸付番号	第	号
------	---	---

令和 年 月 日

氏 名 _____ 印 _____

貸付金の種別		就職準備金貸付	
貸 付		令和 年 月	
返 還 す べ き 額		円	
返 還 方 法 及 び 額		・ 1 回 払 ・ 月 賦 ・ 半 年 賦 円（最終月 円）	
返 還 完 了 年 月		令和 年 月 日	
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月から 毎月 2 5 日	
	半年賦による 納期限	回 数	納 期 限
		1	月 2 5 日
		2	月 2 5 日
	1 回 払 による納期限		令和 年 月 2 5 日
返 還 理 由			

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間（月数）の2倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍の期間内とする。4倍の期間内での返還を希望する場合は、所得証明書等、返還期間延長の根拠となる書類を添付すること。）

様式第12-4号

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 () -

下記により保育士就職支援資金を返還します。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付		
貸付を受けた期間 (休 止 期 間)	(年 月から 年 月まで 箇月間 年 月から 年 月まで 箇月間)		
返 還 す べ き 額	円		
返 還 方 法 及 び 額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円(最終月 円)		
返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日		
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月から 毎月25日	
	半年賦による 納期限	回 数	納 期 限
		1	月25日
		2	月25日
	1回払による納期限		令和 年 月25日
返 還 理 由			

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間(月数)の2倍の期間までに終了すること。(経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍の期間内とする。4倍の期間内での返還を希望する場合は、所得証明書等、返還期間延長の根拠となる書類を添付すること。)

様

福岡県社会福祉協議会
社 会 福 祉 人 長
法 会 長

(公印略)

保育士就職支援資金貸付納入通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金は、以下の計画での納入が決定しましたのでお知らせします。

貸付番号				決定日		令和		年		月		日	
貸付金の種別		保育補助者雇上費貸付											
借受者	フリガナ												
	施設名 又は事業者名												
	住所												
	電話	自宅			携帯								
貸付総額		円		返還対象額		円							
返還方法				返還期限		令和		年		月		日	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還方法変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

所在地 〒

施設名 印

電話 () -

下記により保育士就職支援資金の返還方法を変更しますので、届出ます。

貸付金の種別		保育補助者雇上費貸付			
旧返還明細	貸付を受けた期間 (休止期間)	(年 月 から 年 月 まで 年 月 から 年 月 まで	箇月間 箇月間)		
	返還すべき額			円	
	返還方法及び額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦		円 (最終月	円)
	返還完了年月	令和 年 月 日			
新返還明細	返還残額 返還方法及び額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦		円 (最終月	円)
	理由				
	返還完了年月	令和 年 月 日			
返還方法内訳	月賦による納期限	令和 年 月 から	毎月25日		
	半年賦による 納期限	回数	納 期 限		
			月25日		
			月25日		
	1回払による納期限	令和 年 月	25日		

備考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間（月数）の2倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍の期間内とする。4倍の期間内での返還を希望する場合は、所得証明書等、返還期間延長の根拠となる書類を添付すること。）

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還方法変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 () -

下記により保育士就職支援資金の返還方法を変更しますので、届出ます。

貸付金の種別		未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付		
旧返還明細	貸付を受けた期間 (休 止 期 間)	(年 月 から 年 月 まで 箇月間 年 月 から 年 月 まで 箇月間)		
	返 還 す べ き 額	円		
	返 還 方 法 及 び 額	・ 1 回 払 ・ 月 賦 ・ 半 年 賦 円 (最終月 円)		
	返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日		
新返還明細	返 還 残 額 返 還 方 法 及 び 額	円 ・ 1 回 払 ・ 月 賦 ・ 半 年 賦 円 (最終月 円)		
	理 由			
	返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日		
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月 から 毎月 25 日		
	半年賦による 納期限	回 数	納 期 限	
			月 25 日	
			月 25 日	
	1 回払による納期限	令和 年 月 25 日		

備 考

- 1 返還方法については、1 回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間（月数）の 2 倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の 4 倍の期間内とする。4 倍の期間内での返還を希望する場合は、所得証明書等、返還期間延長の根拠となる書類を添付すること。）

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還方法変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒
氏 名 印
電 話 () -

下記により保育士就職支援資金の返還方法を変更しますので、届出ます。

貸付金の種別		就職準備金貸付	
旧返還明細	貸 付	令和 年 月	
	返 還 す べ き 額	円	
	返 還 方 法 及 び 額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円（最終月 円）	
	返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日	
新返還明細	返 還 残 額 返 還 方 法 及 び 額	円 ・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円（最終月 円）	
	理 由		
	返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日	
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月から 毎月25日	
	半年賦による 納期限	回 数	納 期 限
			月25日
			月25日
	1回払による納期限	令和 年 月25日	

- 備 考
- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
 - 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間（月数）の2倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍の期間内とする。4倍の期間内での返還を希望する場合は、所得証明書等、返還期間延長の根拠となる書類を添付すること。）

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還方法変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒
氏 名 印
電 話 () -

下記により保育士就職支援資金の返還方法を変更しますので、届出ます。

貸付金の種別		未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付		
旧返還明細	貸付を受けた期間 (休 止 期 間)	(年 月 から 年 月 まで 箇月間 年 月 から 年 月 まで 箇月間)		
	返 還 す べ き 額	円		
	返 還 方 法 及 び 額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円 (最終月 円)		
	返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日		
新返還明細	返 還 残 額 返 還 方 法 及 び 額	円 ・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円 (最終月 円)		
	理 由			
	返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日		
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月 から 毎月25日		
	半年賦による 納期限	回 数	納 期 限	
			月25日	
			月25日	
	1回払による納期限	令和 年 月 25日		

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間（月数）の2倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍の期間内とする。4倍の期間内での返還を希望する場合は、所得証明書等、返還期間延長の根拠となる書類を添付すること。）

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者 所在地 〒 —

施設名

印

電 話 () —

次のとおり就職支援資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種別	保育補助者雇上費貸付
貸付総額	円
貸付期間	年 月分から 年 月分まで
返還済額	円
返還猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予申請理由 (番号に○)	1 引き続き当該施設又は事業所において保育補助者が保育の補助等に 従事しているため 2 災害のため 3 疾病のため 4 負傷のため 5 その他やむを得ない事由のため ()

- 備考 次の書類を添付すること。
- 1 当該施設又は事業所において保育補助者が保育の補助等に従事している場合は、在職証明書その1（現在の従事先）
 - 2 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

電 話 ()

次のとおり就職支援資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
貸付総額	円
貸付期間	年 月分から 年 月分まで
返還済額	円
返還猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (勤務開始日から2年間)
返還猶予申請理由 (番号に○)	1 県内の保育所等において児童の保護等に従事しているため 2 災害のため 3 疾病のため 4 負傷のため 5 その他やむを得ない事由のため ()

- 備考 次の書類を添付すること。
- 1 児童の保護等に従事している場合は、在職証明書その1（現在の従事先）
 - 2 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類

様式第15-3号

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

電 話 ()

次のとおり就職支援資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種別	就職準備金貸付
貸付総額	円
貸付決定日	年 月 日
返還済額	円
返還猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予申請理由 (番号に○)	1 県内の保育所等において児童の保護等に従事しているため 2 災害のため 3 疾病のため 4 負傷のため 5 その他やむを得ない事由のため ()

- 備考 次の書類を添付すること。
- 1 児童の保護等に従事している場合は、在職証明書その1（現在の従事先）
 - 2 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

電 話 ()

次のとおり就職支援資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
貸付総額	円
貸付期間	年 月分から 年 月分まで
返還済額	円
返還猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予申請理由 (番号に○)	1 県内の保育所等において児童の保護等に従事しているため 2 災害のため 3 疾病のため 4 負傷のため 5 その他やむを得ない事由のため ()

- 備考 次の書類を添付すること。
- 1 児童の保護等に従事している場合は、在職証明書その1（現在の従事先）
 - 2 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類

〒

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 人
会 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還猶予決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の猶予は、審査の結果、下記の通り猶予決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		猶予決定日	
貸付金の種別	保育補助者雇上費貸付		
貸付	年 月 ~ 年 月	箇月間	
	貸付金額(元金)	円	返還済額 円
猶予	年 月 ~ 年 月	箇月間	
	返還免除済額	円	返還残額 円
返還	返還期限(猶予後)		返還期限(猶予前)
貸付対象者	フリガナ		
	施設名又は事業者名		
	住所		
	電話		
備考			

〒

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人
会 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還猶予決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の猶予は、審査の結果、下記の通り猶予決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		猶予決定日	
貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付		
貸付	年 月 ~ 年 月	箇月間	
	貸付金額 (元金)	円	返還済額 円
猶予	年 月 ~ 年 月	箇月間	
	返還免除済額	円	返還残額 円
返還	返還期限 (猶予後)		返還期限 (猶予前)
貸付対象者	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	電話	自宅	携帯
備考			

〒

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人
会 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還猶予決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の猶予は、審査の結果、下記の通り猶予決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		猶予決定日			
貸付金の種別	就職準備金貸付				
貸付	年 月 日				
	貸付金額(元金)		円	返還済額	円
猶予	年 月 ~ 年 月		箇月間		
	返還免除済額		円	返還残額	円
返還	返還期限(猶予後)			返還期限(猶予前)	
貸付対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

〒

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人
会 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還猶予決定通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金の返還の猶予は、審査の結果、下記の通り猶予決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		猶予決定日	
貸付金の種別	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付		
貸付	年 月 ~ 年 月	箇月間	
	貸付金額 (元金)	円	返還済額 円
猶予	年 月 ~ 年 月	箇月間	
	返還免除済額	円	返還残額 円
返還	返還期限 (猶予後)		返還期限 (猶予前)
貸付対象者	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	電話	自宅	携帯
備考			

様式第 17 - 1 号

〒

福社協第 令和 年 月 日 号

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還猶予不承認通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金（保育補助者雇上費貸付）の返還の猶予は、審査の結果、不承認となりましたのでお知らせします。

様式第 17 - 2 号

〒

福社協第 令和 年 月 日 号

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還猶予不承認通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金（未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付）の返還の猶予は、審査の結果、不承認となりましたのでお知らせします。

様式第17-3号

〒

福社協第
令和 年 月 日

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還猶予不承認通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金（就職準備金貸付）の返還の猶予は、
審査の結果、不承認となりましたのでお知らせします。

様式第 17-4 号

〒

福社協第 令和 年 月 日 号

様

社会福祉 福岡県社会福祉協議会
法人 長

(公印略)

保育士就職支援資金返還猶予不承認通知書

お申し込みになりました保育士就職支援資金（未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付）の返還の猶予は、審査の結果、不承認となりましたのでお知らせします。

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

所在地 〒

施設名 印

電話 () -

保育士就職支援資金の返還の債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種別	保育補助者雇上費貸付		
貸付総額	円		
貸付期間	年 月分から 年 月分まで		
既返還済額	円		
免除を受けたい額	円		
理由 (番号に○)	1 死亡、又は、障害により資金を返還することができなくなったため。 2 障害により資金を返還することができなくなったため。 3 貸付を受けた保育所で保育補助者が1年以上保育の補助に従事したため。		
保育補助者の氏名		在職期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		上記のうち休職又は停職等の期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	

備考 次の書類を添付すること。

- 1 死亡又は心身の故障のため業務に従事できなくなったため免除申請する者は、その事実を証明する書類

貸付番号	第	号
------	---	---

保育士就職支援資金返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 () -

保育士就職支援資金の返還の債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付		
貸付総額	円		
貸付期間	年 月分から 年 月分まで		
既返還済額	円		
免除を受けたい額	円		
理 由 (番号に○)	1 死亡、又は、障害により資金を返還することができなくなったため。 2 障害により資金を返還することができなくなったため。 3 県内の保育所等で児童の保護に1年以上従事したため。		
業務従事先の名称		左記の在職期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		上記のうち休職又は停職等の期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	

- 備 考 次の書類を添付すること。
- 1 死亡又は心身の故障のため業務に従事できなくなったため免除申請する者は、その事実を証明する書類
 - 2 在職証明書その2（旧従事先）
 - 3 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類

令和 年 月 日

電話 () —

貸付金の種別	就職準備金貸付		
貸付総額	円		
貸付	年 月		
既返還済額	円		
免除を受けたい額	円		
理由 (番号に○)	1 死亡、又は、障害により資金を返還することができなくなったため。 2 障害により資金を返還することができなくなったため。 3 県内の保育所等で児童の保護に1年以上従事したため。		
業務従事先の名称		左記の在職期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		上記のうち休職又は停職等の期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	

- 1 死亡又は心身の故障のため業務に従事できなくなったため免除申請する者は、その事実を証明する書類
- 2 在職証明書その2（旧従事先）
- 3 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類

令和 年 月 日

電話 () —

貸付金の種別	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付		
貸付総額	円		
貸付期間	年	月分	から 年 月分まで
既返還済額	円		
免除を受けたい額	円		
理由 (番号に○)	1 死亡、又は、障害により資金を返還することができなくなったため。 2 障害により資金を返還することができなくなったため。 3 県内の保育所等で児童の保護に1年以上従事したため。		
業務従事先の名称		左記の在職期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		上記のうち休職又は停職等の期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	

- 1 死亡又は心身の故障のため業務に従事できなくなったため免除申請する者は、その事実を証明する書類
- 2 在職証明書その2（旧従事先）
- 3 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類

貸付番号	第	号
------	---	---

住 所 、 氏 名 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

所在地 〒

施設名

電 話 （ ） ー

下記のとおり変更しましたので、届出ます。

貸付金の種類	1 保育補助者雇上費貸付						
保育補助者	旧	氏 名					
		住 所					
	新	ふりがな 氏 名					
		住 所	〒	電話（ ） ー			
連帯保証人	旧	氏 名					
		住 所					
	新	ふりがな 氏 名	年	月	日生	性別	男・女
		続 柄					
		住 所	〒	電話（ ） ー			
連帯保証人 勤務先	旧						
	新	〒	電話（ ） ー				
変 更 理 由							
変更年月日	年 月 日						

備 考 住民票など変更事項を証明する書類を添付してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

住 所 、 氏 名 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒
氏 名
電 話 () - 印

下記のとおり変更しましたので、届出ます。

貸付金の種類 (番号に○)	2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 3 就職準備金貸付 4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付				
借 受 者	旧	氏 名			
		住 所			
	新	ふりがな 氏 名			
		住 所	〒	電話 () -	
連帯保証人	旧	氏 名			
		住 所			
	新	ふりがな 氏 名	年 月 日生	性別	男・女
		続 柄			
		住 所	〒	電話 () -	
連帯保証人 勤務先	旧				
	新	〒	電話 () -		
変 更 理 由					
変更年月日	年 月 日				

備 考
住民票など変更事項を証明する書類を添付してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

休職、復職、停職届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

所 在 地 〒

施 設 名 称

施 設 長 名 印

電 話 () -

このたび、従事業務を（休職、復職、停職）しましたので、下記のとおり、届出ます。

保育補助者雇上費貸付		
保育補助者	住所	
	氏名	
届 出 事 項 (番号に○)	1 休職 (年 月 日から 年 月 日まで)	
	2 復職 (年 月 日)	
	3 停職 (年 月 日から 年 月 日まで)	
理 由		

貸付番号	第	号
------	---	---

休職、復職、停職届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 () -

このたび、従事業務を（休職、復職、停職）しましたので、下記のとおり、届出ます。

貸付金の種別 (番号に○)	2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 3 就職準備金貸付 4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
届 出 事 項 (番号に○)	1 休職 (年 月 日から 年 月 日まで)
	2 復職 (年 月 日)
	3 停職 (年 月 日から 年 月 日まで)
理 由	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

(業務従事先)

施設所在地 〒

施 設 名 称

施 設 長 名 印

貸付番号	第	号
------	---	---

保 育 補 助 者 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

施設名 印

電 話 () -

下記のとおり変更しましたので、届出ます。

保育補助者	旧	氏 名	
		住 所	
	新	ふりがな 氏 名	S・H 年 月 日生（男・女）
		住 所	〒
新たに雇用する 保育補助者	保育補助 者の要件 (番号に○)		1 保育所又は認定こども園で保育業務に従事経験有 2 家庭的保育者または子育て支援員研修を修了した者 3 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者 4 勤務開始後に保育に関する実習を受ける予定である者 ※ 1 は在職証明書その 2（旧従事先）、 2、3 は研修修了証書または保育補助者実習等修了証明書の 写しを添付してください。
	誓約 ・上記の者は、現在保育士資格を持っておらず、保育士の業務負担軽減のため、 年 月から当施設において、保育補助業務に従事します。 ・上記の者は下記のとおり、本貸付期間中に保育士資格を取得する予定です。		
	保育士資格 取得の予定 (番号に○)	1 保育士試験受験予定（令和 年 月） 2 指定保育士養成施設 (在学中・入学予定（令和 年 月）)	
変 更 理 由			
変更年月日		年 月 日	

添付書類 保育補助者の住民票、保育補助者要件を証する書類、変更前の補助者の在職証明書
その 2（旧従事先）を提出してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

辞 退 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

施設所在地 〒

施 設 名 印

電 話 () -

下記のとおり保育士就職支援資金の貸付を辞退しますので、届出ます。

貸付金の種別	1 保育補助者雇上費貸付
貸付決定金額	貸付総額 円 (年額 円) (月額 円)
貸付決定期間	年 月分から 年 月分まで
借用済金額	円
借用済期間	年 月分から 年 月分まで
辞退の時期	年 月から
辞 退 理 由	

貸付番号	第	号
------	---	---

辞 退 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電 話 () -

下記のとおり保育士就職支援資金の貸付を辞退しますので、届出ます。

貸付金の種別 (番号に○)	2 未就学児を持つ保育士の保育料の一部貸付 4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
貸付決定金額	貸付総額 円 (年額 円) (月額 円)
貸付決定期間	年 月分から 年 月分まで
借用済金額	円
借用済期間	年 月分から 年 月分まで
辞退の時期	年 月から
辞 退 理 由	

貸付番号	第	号
------	---	---

業 務 従 事 先 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒
氏 名 印
電 話 () —

下記のとおり変更しましたので、届出します。

貸付金の種別 (番号に○)		2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 3 就職準備金貸付 4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	
新	従 事	年 月 日	令和 年 月 日
	従事先	所 在 地	〒
		名 称	
		職 種	
		勤務形態	週 時間勤務
旧	従 事	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
	従事先	所 在 地	〒
		名 称	
		職 種	
		勤務形態	週 時間勤務
理 由			

備 考
新従事先の在職証明書その 1（現在の従事先）と旧従事先の在職証明書その 2（旧従事先）を添付してください。
新従事先についての市町村保育担当窓口確認票を添付してください。

様式第 2 4 - 1 号

貸付番号	第	号
------	---	---

退 職 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

施設所在地 〒

施 設 名 印

電 話 ()

下記のとおり、退職しましたので、届出ます。

貸 付 金 の 種 別	1 保育補助者雇上費貸付	
保 育 補 助 者	住所	
	氏名	
退 職 年 月 日	年 月 日	
業 務 従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
理 由		

備 考
在職証明書その 2（旧従事先）を添付してください。

備 考
在職証明書その2（旧従事先）を添付してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

死 亡 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

施設所在地 〒

施 設 名 印

電 話 ()

下記のとおり、お届けします。

貸付金の種別		1 保育補助者雇上費貸付
保育補助者	住 所	
	氏 名	
死 亡 年 月 日		年 月 日
死 亡 原 因		

備 考
死亡診断書等、証明書類を添付してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

死 亡 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

保証人住所 〒 —

保証人氏名 印

保証人電話 () —

下記のとおり、お届けします。

貸付金の種別 (番号に○)		2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 3 就職準備金貸付 4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
借受者	住 所	
	氏 名	
死 亡 年 月 日		年 月 日
死 亡 原 因		
業 務	所在地	
従事先	名 称	

備 考 死亡診断書等、証明書類を添付してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

現 況 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

施設所在地 〒 —

施 設 名 印

電 話 () —

次のとおり現況について、届出します。

貸付金の種別	1 保育補助者雇上費貸付	
保育補助者	住 所	
	氏 名	
業 務 従事先	所 在 地	〒
	名 称	
	職 種	保育補助業務
備 考		

※ 4 月 1 5 日までに提出してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

現 況 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

電 話 ()

次のとおり現況について、届出します。

貸付金の種別 (番号に○)	2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 3 就職準備金貸付 4 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	
業 務 従事先	所 在 地	〒
	名 称	
	職 種	保育業務
備 考		

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

業務従事先

所 在 地

施 設 名

施設長名

印

※ 4 月 1 5 日までに提出してください。

在 職 証 明 書

その1（現在の従事先）

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

上記のものは _____ 年 _____ 月 _____ 日から当施設において
（ 保育業務 ・ 保育補助業務 ）に従事していることを証明する。

但し、週の勤務時間は _____ 時間以上である。

また、 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日
については、休業期間中（ 産前、産後、育児 ・ その他 ）である。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

施設所在地 _____

施 設 名 _____

施設電話 _____

施設長名 _____ 印

※公印を押印すること

在 職 証 明 書

その2（旧従事先）

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

上記のものは _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日
まで当施設において（ 保育業務 ・ 保育補助業務 ）として従事していた
ことを証明する。

但し、週の勤務時間は _____ 時間以上である。

また、 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日
については、休業期間中（ 産前、産後、育児 ・ その他 ）であった。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

施設所在地 _____

施 設 名 _____

施設電話 _____

施設長名 _____ 印

※公印を押印すること

保育士就職支援資金振込口座申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

申出の事由	1：新規 2：口座の変更
住 所	〒 —
フリガナ	
氏 名	印

私は、次のとおり保育士就職支援資金振込口座を（ 申し出 ・ 変更を申し出 ）
ます。

振 込 先	銀 行 名		支店名	
	口座の種類	1：普通預金 2：当座預金		
	口 座 番 号			
申請者の 口座名義	フリガナ			

※預金通帳（口座名義、口座番号の確認ができるもの）の写しを添付のこと

保育補助者実習等修了証明書

以下の者については、「保育補助者雇上費貸付事業実施要領」及び「保育補助者雇上強化事業実施要領」に規定する「保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると都道府県等が認める者」として、保育に関する実習等を修了し、別添②に記載された実習内容について、知識・技能等を十分に身につけた保育補助者であると認めます。

実習等修了者 氏 名 _____

記

＜実習等で修了した内容＞

1. 保育所の役割
2. 子どもの発達
3. 保育の基本
4. 乳幼児の発達と心理
5. 乳幼児の食事と栄養
6. 小児保育
7. 心肺蘇生法
8. 安全の確保とリスクマネジメント
9. 保育所の職業倫理と配慮事項
10. 特別に配慮を要する子どもへの対応

年 月 日

証明者名 _____ ㊟

※証明者は保育補助者にかかる実習等の責任者や施設長であること

別添①

【注意事項】

■保育補助者について

○ 「保育補助者」の要件については、「保育士修学資金貸付等事業」の「保育補助者雇上費貸付事業」及び「保育補助者雇上強化事業」の関連通知において、「子育て支援員研修など保育に関する一定の研修を受講している者か、それと同等以上であると都道府県等が認める者であること」及び、「子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者であること」としていたところですが、今般要件を見直し、「保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると都道府県等（実施主体）が認める者」へと要件の緩和を行いました。

○ なお、今回の変更については、従前対象としていた要件を除外するものではないため、念のため申し添えます。

○ 保育補助者の要件である「保育に関する 40 時間以上の実習」について、保育補助者は「保育補助者雇上費貸付事業」の貸付及び「保育補助者雇上強化事業」の補助を受けようとする保育所への勤務開始後、実習を受けても差し支えありません。
※勤務開始後実習を受ける場合、実習を開始した日から補助対象となります。

■「保育に関する 40 時間以上の実習」について

○ 「保育に関する 40 時間以上の実習」の内容については、保育所等における実習を想定しています。実習内容については、別添②「保育補助者の対象要件となる実習の内容について」を参考にしてください。

※ 別添②には、子育て支援員研修やキャリアアップ研修の項目等を参考に記載しています。実習の中で各項目をご説明していただくなど、保育補助者となる方が確実に身につけられる方法で実施していただきますようお願い申し上げます。

また、実習の実施方法や時間の配分については、保育補助者となる方の各項目への習熟具合によっては、必ずしも別紙に記載した「目安の時間」や「実習内容」のとおりを実施していただく必要はありません。

ただし、別添②の記載どおりに実習を行ったとしても、保育補助者となる方が知識や技能を身につけられていないと判断される場合は、追加して十分な時間を確保し、実習を行っていただくなどのご対応をお願いします。

○ 実習が修了した際は、別添「保育補助者実習等修了証明書」により、実習等の責任者や施設長などが証明していただきますようお願い申し上げます。

なお、修了証明書について、実習が実施された施設以外の施設においても効力を有するものとします。

○ また、事業者から自治体へ補助の申請を受ける際に、修了者の状況を上記証明書の写しによりご確認いただきますようお願い申し上げます。

別添②

【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】

実習項目	目安の時間	実習内容
1 保育所の役割	30 分	保育の役割 ※「保育所保育指針第 1 章第 1 節」（参考）の内容を踏まえて実習を行うこと。
2 子どもの発達	60 分	①発達への理解 ②胎児期から青年期までの発達 ③発達への援助 ④子どもの遊び
3 保育の基本	1,680 分	①子どもとの関わり方 ②身体を使った遊び ③言葉・音楽を使った遊び ④物を使った遊び ⑤その他保育士の業務の補助に関する事項
4 乳幼児の発達と心理	90 分	①発達とは ②発達時期の区分と特徴 ③ことばのコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える保育者の役割
5 乳幼児の食事と栄養	60 分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④保育者が押さえる食育のポイント
6 小児保育	120 分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて ⑤子どもに多い症例とその対応 ⑥子どもに多い病気（SIDS等を含む）とその対応 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ⑦事故予防と対応

7 心肺蘇生法	120 分	①心肺蘇生法、A E D、異物除去法等 ※見学だけの科目にならないよう配慮が必要。
8 安全の確保と リスクマネジメント	60 分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
9 保育者の職業 倫理と配慮事 項	90 分	①保育者の職業倫理 ②保育者の自己管理 ③地域等との関係 ④保育所や様々な保育関係者との関係 ⑤行政との関係 ⑥地域型保育の保育者の役割の検討
10 特別に配慮を 要する子ども への対応	90 分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法

別添③

【参考】

○保育所保育指針第1章第1節

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

福岡県保育士就職支援資金 貸付規程細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡県保育士就職支援資金貸付規程(以下、「貸付規程」という。)
第27条の規定に基づき、就職支援資金の貸付けに当たり必要な事項につき定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、貸付規程において使用する用語の意義の例による。

(貸付対象者)

第3条 就職支援資金の貸付対象者は、次の各号に定める要件を備えるものとする。

一 保育補助者雇上費貸付事業

- ア 雇用する保育補助者が以下のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間がある者
 - (イ) 法6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者
 - (ウ) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者(勤務開始後に受講予定の者を含む。)

イ 貸付申請時において、保育補助者を配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるかについての計画を県社協会長に提出すること。

ウ 上記イの計画に基づき、保育士の勤務環境改善を行うこと。

エ 同種の資金を他から受けていないこと。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- ア 子どもが保育所等に入所が決定したことが確認できる書類を提出すること。
- イ 同種の資金を他から受けていないこと。

三 就職準備金貸付事業

- ア 貸付申請時において就職準備金の使途及びその金額を明示すること。
- イ 就職準備金の使途は以下に示す保育所等に就職するに当たり必要な費用であること。
 - (ア) 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
 - (イ) 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
 - (ウ) 保育所等で使用する被服費
 - (エ) 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修を受けた際の研修費用
 - (オ) 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費

- (カ) 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- (キ) 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用
- (ク) その他保育所等への就職に当たって必要と考えられる費用
- ウ 同種の資金を他から受けていないこと。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

- ア 貸付申請時において次に掲げる書類を提出すること。なお、貸付後、実際に当該事業を利用した時間及び料金が確認できる書類を提出すること。
 - (ア) 子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類
 - (イ) 保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
 - (ウ) 子どもとの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類
- イ 同種の資金を他から受けていないこと。

(貸付申請の期限)

第4条 就職支援資金の貸付申請の期限は以下のとおりとする。

- 一 保育補助者雇上費貸付事業
保育補助者が保育所に勤務を開始した日から起算して1年間とする。
- 二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業
未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間とする。
- 三 就職準備資金貸付事業
潜在保育士が保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間とする。

(県、市町村との連携)

第5条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付を行う場合は、県社協会長は県及び市町村と連携し、当該保育士の子どもの保育所等に優先的に入所させるよう調整等を行うものとする。

(貸付金の限度)

第6条 就職支援資金の貸付金の限度は以下のとおりとする。

- 一 保育補助者雇上費貸付事業
保育補助者の給与や諸手当のほか、福利厚生費や社会保険料の事業主負担分等に充当するものでもあるので、貸付金については、貸付規程第5条第1号イに定める金額の範囲内であれば保育補助者の給与額の如何を問わず、保育補助者雇上費の貸付けを受ける者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。
- 二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

保育料の一部貸付に当たっては、貸付を受ける者の子どもの保育料に充当する場合のみ貸し付けることができるものとする。

三 就職準備金貸付

ア 就職準備金は、貸付申請を踏まえ、県社協会長が保育所等への就職に当たって必要と認める額を貸し付けることができるものとする。

イ 貸付規程第5条第3号アの「福岡県の保育士の有効求人倍率が一定以上の場合」は、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による全国の有効求人倍率を福岡県の保育士（厚生労働省編業務分類における保育士）の有効求人倍率が超える場合であること。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

ア 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付に当たっては、貸付を受ける者の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した費用に充当する場合のみ貸し付けることができるものとする。

イ 貸付の対象となる費用については、事業の利用料金のほか、入会金その他の事業利用に当たり必要となる費用も含まれること。

（就職支援資金の支払方法）

第7条 就職支援資金は就職準備金を除き、分割して口座振込により支払うものとする。

（貸付契約の解除）

第8条 貸付規程第8条第1項に規定する「貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 保育補助者雇上費貸付事業

ア 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。

イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。

ウ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得することが著しく困難であるとき。

エ その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

三 就職準備金貸付事業

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

- ア 退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ その他子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第9条 貸付規程第9条第1項第2号ア、第3号ア、第4号ア、第10条第1項、第12条第1号イ、第2号イ、第3号イ及び第4号イに規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により貸付規程第9条第1項第1号ア、第2号ア、第3号ア及び第4号アに規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還債務の裁量免除)

第10条 貸付規程第13条第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は貸付規程第7条に規定する連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、県社協会長が真にやむを得ない場合に限り、適用する。

2 貸付規程第13条第3号から第6号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が貸付規程第9条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、県社協会長の判断により、個別に適用する。ただし、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

3 裁量免除の額は、事業ごとに以下の算定方法を用いる。

一 保育補助者雇上費貸付事業

貸付を受けた保育所において、保育補助者が貸付規程第9条第1項第1号アの返還免除対象業務に従事した月数を、保育補助者雇上費の貸付けを受けた月数の3分の4に相当する月数（この月数が24に満たない場合は、24とする。）で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

二 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

県内（貸付規程第4条第1号に規定する県内をいう。以下同じ。）において、貸付規程第9条第1項第2号アの返還免除対象業務に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

三 就職準備金貸付事業

県内において、貸付規程第9条第1項第3号アの返還免除対象業務に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

四 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

県内において、貸付規程第9条第1項第4号アの返還免除対象業務に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（貸付台帳の作成）

第11条 貸付規程第18条に規定する貸付の決定を行った者について、氏名、貸付決定日、貸付額等の貸付台帳を作成し、債権の状況を整理するものとする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の貸付対象者に適用する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日に改正し、改正後の細則は、平成28年10月11日から適用する。ただし、保育補助者雇上費貸付、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付及び就職準備金貸付については、平成28年10月11日以降の貸付対象者（保育補助者雇上費貸付の場合は保育補助者。以下同じ。）の勤務開始に係る貸付申請に適用し、平成28年10月10日までの貸付対象者の勤務開始に係る貸付申請は、なお改正前の細則によることとする。

附 則

この細則は、令和2年6月 日から施行し、令和2年度の貸付申請から適用する。

福岡県保育士就職支援資金貸付事業Q & A

【共通】

問 平成29年4月版 の拡充の内容は。

(答) 事業ごとに以下のとおりです。

- ・ 保育補助者雇上費貸付
未就学児を持つ常勤保育士の割合が2割以上の施設が、2人以上の保育補助者を雇上げる場合、貸付限度額が221万5千円加算され、年額516万8千円以内となったこと。
- ・ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
貸付対象者の勤務時間が週20時間に短縮されたこと。
- ・ 就職準備金貸付
貸付限度額が20万円加算され、40万円以内となったこと。
貸付対象者の勤務時間が週20時間に短縮されたこと。
- ・ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
(新設)

問 拡充内容の対象はいつからとなるか。

(答) 事業ごとに以下のとおりとします。

- ・ 保育補助者雇上費貸付
平成28年10月11日以降の保育補助者の勤務開始に係る貸付申請
(これより前の勤務開始は拡充前の貸付内容によります。)
- ・ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
平成28年10月11日以降の貸付対象者の勤務開始に係る貸付申請
(これより前の勤務開始は拡充前の貸付内容によります。)
- ・ 就職準備金貸付
平成28年10月11日以降の貸付対象者の勤務開始に係る貸付申請
(これより前の勤務開始は拡充前の貸付内容によります。)
- ・ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
平成28年10月11日以降に貸付要件を満たしている申請

(貸付対象者の勤務開始日は関係ありません。)

問 申請期限はいつまでか。

(答) 事業ごとに以下のとおりです。

- ・ 保育補助者雇上費貸付
保育補助者の勤務開始から 1 年以内
- ・ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
貸付対象者の勤務開始から 1 年以内
- ・ 就職準備金貸付
貸付対象者の勤務開始から 1 年以内
- ・ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
なし (貸付申請時に貸付要件を満たしていること)

問 勤務する施設が貸付要件に該当するかわからない場合は。

(答) 勤務する施設が所在する市町村 (指定都市除く) に市町村保育担当窓口確認票 (P 2 0) を提出して勤務先要件の確認を受け、申請書類とともに県社協に提出してください。確認票はファックス等でのやりとりも可能です。市町村で確認ができない場合は県社協にご相談ください。

また、申請にあたっては、セルフチェックシート (P 2 2 ~ 2 5) を活用するなど、記載漏れ、添付書類の漏れがないか確認をお願いします。

(市町村担当者のみなさまへ)

貸付手続きにおいて、市町村に協力をお願いするのは、貸付申請時における勤務施設の要件確認を申請者に対して行うことのみです。申請以降は、県社協と契約者との間で手続きが行われます。

市町村におかれましては、手引きの配架、広報紙への掲載等、本事業の周知においてご協力をお願いします。

【保育補助者雇上費貸付】

問 保育補助者が県内の他の施設に従事先を変更した場合の取り扱いは。

(答) 保育補助者雇上費貸付は、貸付を受けた保育所の保育士の勤務環境改善を目的としていますので、新たな保育補助者を雇用しなければ、貸付契約が解除されます。

新たに雇用するまで、保育補助者がいない月がある場合は貸付を休止します。保育補助者変更届を行ってください。

これに対し、未就学児をもつ保育士の保育料の一部貸付と就職準備金貸付の場合は、保育士自身が借受人ですので、県内（指定都市含む）の保育所等であれば、貸付契約は継続します。

問 保育補助者が貸付開始後１年で保育士資格を取得した場合、業務を継続する必要はあるか。

(答) 保育補助者が保育士資格を取得した場合、その時点でそれまでの貸付を受けた債務は当然免除となり、業務の継続にかかわらず、貸付契約は終了となります。資格取得後の業務従事要件はありません。

新たに保育補助者を雇用する場合は、新たに貸付申請を行うこととなります。

問 当然免除要件の「当該貸付終了後１年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき」とはどのような場合か。

(答) 例えば、保育士試験の受験科目が残り１～２科目である場合や既に１年間指定保育士養成施設に通っている場合です。

また、当然免除されれば、貸付契約は終了し、資格取得の結果は問いません。

問 保育補助者が貸付期間（３年間）終了まで、勤務した場合の返還債務の一部免除の取り扱いは。

（答） １年以上業務に従事した場合、返還債務の一部が免除される場合がありますが、この場合の免除される額の計算式は以下のとおりとなります。
※裁量免除の額＝貸付額×【３６月（従事期間３年）÷（３６月（貸付期間）×４／３）】＝貸付額×３／４
となり、貸付額の７５％が免除される場合があります。ただし、当然免除とは異なり、本人の責による免職や恣意的な退職には適用しない等の制限があります。

【未就学児を持つ保育士の保育料の一部貸付】

問 貸付後に保育料が変更になった場合はどうするのか。

（答） 保育料決定通知書の写しを添付して、県社協に貸付変更申請を行ってください。

問 子どもの預け先が保育所等ではない場合は。

（答） 貸付対象になりません。
ただし、勤務開始１年以内であれば、預け先が保育所等になってから申請することができます。この場合も、貸付期間は勤務開始から１年間までとなります。

問 貸付期間が終了したときの手続きは。

（答） 貸付期間（１年以内）が終了した場合、返還猶予申請を行ってください。この場合の返還猶予期間は勤務開始から２年間となる期間までです。

従事期間が2年経過すれば、債務の全部が当然免除となり、途中で従事しなくなった場合は、債務の一部が免除される場合があります。

問 指定都市内（北九州市・福岡市）に転職した場合の手続きは。

（答） 貸付対象者は新たに県内（指定都市除く）保育所等に勤務する者ですが、従事期間中に転職等の理由で指定都市内で従事した場合も従事期間に算入されます。

業務従事先変更届に新旧従事先の在職証明書と新従事先の市町村保育担当窓口確認票を添付して提出してください。

【就職準備金貸付】

問 既に勤務を始めている時の手続きは。

（答） 期限内の申請であれば、勤務開始後でも受付を行います。この場合、レシートや領収書、通帳のコピーなどの写しを添付してください。

問 貸付を受けた後の手続きは。

（答） 就職準備金は1回払いなので、貸付終了となり、業務開始後に返還猶予申請が必要となります。この場合の返還猶予期間は2年間です。猶予期間中は毎年4月15日までに現況届を行ってください。

従事期間が2年経過すれば、債務の全部が当然免除となります。

もし、途中で従事しなくなった場合も、従事期間が1年以上経過していれば、債務の一部が免除される場合があります。

問 指定都市内（北九州市・福岡市）に転職した場合の手続きは。

(答) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の場合と同様の扱い
です。

問 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付との併用は可能か。

(答) それぞれの要件に該当すれば可能です。